ドイツ不正競争防止法における消費者の決定自由の保護

原

田

昌

和

第一章 はじめに

第二章 UWGと消費者の取引上の決定自由

UWGの保護目的と消費者の決定自由の保護

適用範囲-取引行為概念の採用

許されないものとされる取引行為

法律効果

四 Ξ

五 手続規定、刑罰および過料

第三章

UWG違反行為のBGB上の扱い

法律行為法上の救済手段

契約法上の救済手段

不法行為法上の救済手段

五 小 括

第四章

UWGとBGBの協働関係

UWG違反を理由とする消費者の一般的契約解消権

275

第五章 Ξ 若干の検討 小 義務の高度化の必要性 おわりに 括 消費者の決定自由の重層的保護と差止請求権の対象行為の拡張について 日本法へ の

特定商取引法のエンフォースメントの概要 特定商取引法の行為規制の概要 ―とくに訪問販売に関して

示唆

ドイツ不正競争防止法 第一章 は じ め (以下、ドイツ不正競争防止法をUWGとし、たとえば二○○四年改正法を二○○四年UWGと に

者保護を強化するために、「不当な電話勧誘の抑止および特別な販売様式における消費者保護の改善のための法律(6)

細な例示構成要件を備えることとなった。さらに、二○○九年には、望まない電話勧誘および通信取引からの消費

階まで、事業者の不公正な取引行為を広く規制する法律となるとともに、事業者の不公正な取引行為についての詳

ため、これに応じて、二〇〇八年改正が行われた。これにより現在のUWGは、契約の広告・勧誘段階から履行段 $^{(4)}$

につき完全平準化(Vollharmonisierung:指令が定める保護水準を上回ることも下回ることもできない)を要求した

二〇〇五年に、不公正取引方法指令が出され、しかも同指令が、その適用領域――事業者と消費者の間

0 取 表記する)は、二〇〇四年に、それまで一〇〇年近く効力を有していた旧法を大きく改正して、成立した。しかし

UWGの設定する義務群の有する独自の機能

乗数効果

276

可決され、 ドイツ民法 (以下、 BGBと表記する) 0) 撤 一種に関連する諸規定とともに、 U W Ğ の改正も行わ

た

上の決定自由の保護という観点から検討するものである。 準とすることはできるのだろうか。 に立つのだろうか。たとえば、誤認させる取引行為について定めるUWG五条の基準を契約締結上の過失の判 な評価視点の一つとされている。では、UWGによる消費者の決定自由の保護と、 取 現行 UWGは、 それぞれはどのような役割を果たすのだろうか。本稿はこの問題を、 小消権 契約締結上の過失や不法行為に基づく損害賠償請求権といった民法上の救済手段とは、 消費者の保護を保護目的として明示し、とくに消費者の取引上の決定自由が不公正性 両者の義務の基準が異なるとすれば、 とくに勧誘・交渉段階での消費者 消費者の決定自由 詐欺・強迫を理由とする民法上 0 保護という点に 判 お 要

学説を紹介し、 討する。 三章で、UWGに違反する勧誘・交渉方法に基づいて成立した契約がBGB上どのように扱われるのかについて検 以下では、まず第二章で、とくに消費者の決定自由の保護という観点から、 その後、 第五章において、 第四章で、 UWGとBGB わが国に対して得られる示唆について若干の検討を行う。 の協働関係や、 U WGの果たす独自 U W G 0 機能 Ō が規制 の根拠などに関する最近 内容を概観

1 (2) 二〇〇四年UWGを紹介する邦語文献として、 八号二五〇頁 知財管理五八卷五号六四九頁 —」クレジット研究三五号一二六頁(二○○五年)、Dr. Frauke Henning-Bodewig 九〇九年UWGについては、 および (二〇〇四年)、角田美穂子 『適合性の原則』 角田美穂子一ドイツ不正競争防止法 (二〇〇八年:Henning-Bodewig, GRUR 2004, 713ff.の翻訳)、 に関するドイツの法制度_ 「欧州における競争法の動向 中田邦博「ドイツ不正競争防止法の新たな展開-財 比較法研究センター 仮訳」亜細亜法学三七巻二号二一一頁(二〇〇三年)を参照 −二○○四年ドイツ不正競争防止法と二○○五年EU不公正商慣行指 (ドイツ知的財産法研究会訳) ·潮見佳男編 寺川永 ―新UWGについて――」立命館法学二九 『諸外国の消費者法における情報提供 「消費者契約における 「ドイツ新不正競争防止

法制度~一二カ国の制度と運用 不招請勧誘・適合性の原則』 七頁 (二〇〇九年) (商事法務、二〇〇八年) 九頁・一九頁・二七頁・一七一頁、 (第一六回) ドイツ①、 (第一七回)ドイツ②~」国際商事法務三七巻一○号一三四九頁、三七巻一一号一四九 牧山嘉道・森山義子「不正競争防止に関する各国の

- (3) 二○○五年五月一一日付の、域内市場での事業者と消費者の間の商取引における不公正な取引方法、 欧州議会および理事会指令 97/7/EG、 98/27/EG、2002/65/EG の修正に関する欧州議会および理事会指令 2005/29/EG および、 理事会指令 84/450/EWG
- U・韓国の法制を中心に』四七頁以下 田美穂子「EC不公正取引方法指令をめぐる問題」現代消費者法第六号二八頁(二〇一〇年)、本城昇『不公正な消費者取引の規制 鹿野菜穂子「EUにおける広告規制 同指令を紹介する邦語文献として、平田健治「EU契約法と消費者保護-—」阪大法学五五巻二号五七九頁(二○○五年)、角田・前掲注(2)一二六頁、寺川・前掲注(2)七頁・一○頁・二四頁・二二七頁、 (日本評論社、二〇一〇年) などを参照 -広告規制の変遷とEC不公正取引方法指令の概要──」現代消費者法第六号二○頁(二○一○年)、 ──二○○四年のコミッション通知と二○○五年の不公正取引手段指 米国・E
- ならないが、このように両者を参照しなければならないことは裁判官にとって大きな負担となる(Köhler, WRP 2009, 109(110))。 なお、完全平準化の結果、 同指令との関係で、二〇〇四年UWGについて指摘されていた修正の必要性については、 UWGの規定についても、それが不公正取引方法指令の国内法化である限り、 角田・前掲注 同指令と調和的に解釈されなけ (2) 一三一頁以下を参照 れば
- (5) 二〇〇八年改正の紹介として、中田邦博「ドイツにおける広告規制-○一○年。http://www.caa.go.jp/planning/21torimatome/19-03-03-01-ger.pdf)を参照。二○○八年から二○一○年までの状況については、 比較法研究センター『アメリカ、 〇一〇年)、原田昌和 一〇年)、本城・前掲書注(3)一三一頁以下も参照。条文訳としては、右拙稿のほか、宗田貴之「ドイツ不正競争防止法 「ドイツ不正競争防止法の最近の展開──二○○八年、二○○九年改正について──」現代消費者法第七号七六頁(二○ カナダ、 フランス、 プラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』三二九頁以下 (二) ──二○○八年UWG改正の意義──」現代消費者法第六号四一頁
- BGBl. I S. 2413. 二〇〇九年八月三日公布、 不招請勧誘の禁止」ジュリスト一三七四号五九頁(二〇〇九年)参照。 同四日施行。 政府草案 (BT-Drucks. 16/10734) の紹介として、 施行直後の同法の解説として、Köhler, NJW 2009, 2567 を参照。 渡邉斉志 「海外法律情報 ドイ

Klute, NJW 2010, 3280 を参照

UWGと消費者の取引上の決定自

に、 由 続規定は、 0 ついての構成要件を、 現行UWGは、 三条三項により常に許されないものとされる三〇の取引行為が列挙されている。 保護という観点から、 管轄 や調停所などに関する規定を、第四章は、 四章および付表から構成されている。第一章総則は、 第二章法律効果は、 UWGの内容を概観する。 差止請求権や損害賠償請求権などの民事法上の法律効果を、 刑罰および過料に関する規定を、それぞれ定め、 目的、 定義規定に続き、不公正な取引行為 以下、 とくに消費者の決定自 第三章手 付表

U W Gの保護目的と消費者の決定自由 の保 護

競争事業者の商品提供の自由と消費者の決定自由である」と述べている。 とは、三条二項に明示されているほか、二〇〇四年UWGの立法者も、 想されたが、その後、 これに相当する規定は、 的とする。 この三つの保護目的 条は、 本法は同時に、 「本法は、競争事業者、 公共の利益や消費者保護も、 (Schutzzwecktrias) 一九〇九年UWGには存在しなかった。不正競争防止法は、 健全な競争 消費者、 (unverfälschten Wettbewerb) に関する公共の利益をも保護する」と定める。 の重要部分を構成するのが、 およびその他の市場参加者を不公正な取引行為から保護することを目 目的として承認され、それが本条に表現されたものである。 一条に関して、「とくに保護されるのは 五条 消費者の決定自由の保護である。このこ 当初、 競争者保護法として構 や五a条

(商品や役務の模倣)

・一〇号

(競争事業

UWGの中には、

(誤認させる取引行為)

示

四条七号(競争事業者の評価の毀損)・八号(競争事業者の信用の毀損)・九号

作為による誤認惹起)

は、

消費者の決定自由の保護を目的とする典型的規定といえる。たしかに、(回)

る規定や、七条(過大な迷惑行為)のように、消費者の一般的人格権、 品であると明示すること)、一七条 る規定もあり、 者に狙いを定めた妨害行為)、六条六号(広告内で、 消費者の決定自由の保護が唯一の評価基準であるわけではない。 (秘密の漏洩)、 一八条 自社製品を、保護された標章のもとで販売されている他社製品 (原型の利用) など、競争事業者の利益の保護を目 所有権、 占有などの保護を しかし、消費者の決定自由 E 目的とす の保護 の模倣

は、 業者消費者間 ルールとを統合的に規律するというUWGの態度が示されている。 なお、三つの保護目的が並列されたことの中には、事業者間 今やUWGの保護目的の重要部分を構成し、 B 2 C のルールを別個に規律する不公正取引方法指令とは異なり、 不公正性判断の際の重要な評価視点の一つとなってい (B2B) のルールと事業者消費者間 したがって、 事業者間 条文上特別の断 (B2B) のル1 (B 2 C) ŋ のない

| 適用範囲――取引行為概念の採用

ŋ

UWGのルールは事業者間取引にも適用される。⁽¹²⁾

あるとされていたが、これらの行為は必ずしも競争行為ではないことから、「取引行為」概念が採用された。 取引行為 二〇〇八年改正により、 不公正取引方法指令の国内法化のため、 (geschäftliche Handlung)」概念がUWGの中心概念となった。従来用いられていた「競争行為」概念 二〇〇四年UWGが用いていた「競争行為 契約締結の際の行為および締結後の行為も含むように改正する必要が (Wettbewerbshandlung)」概念に代えて、

や購買の促進ではなく、 ある取引の締結の前の、 販売もしくは購入(Bezug) 単に契約の締結および履行の際の契約相手方の取引上の決定に影響を及ぼすことに向けら 締結の際の、 の促進、 または商品もしくは役務に関する契約の締結もしくは履行と客観的に関連の または締結の後のあらゆる行為をいう」と定義している。 これにより、 販売

二〇〇八年UWG二条一項一号は、「取引行為」を、「自己または他の事業者のためになす、商品もしくは役務の

ックリスト)。

る。

さらに、一項により許されないものとはされなかった場合でも、

消費者に対する取引行為については、なお、

れた行為態様も、 UWGの適用範囲に含まれることとなり、 (15) 従来以上にBGBとの競合が問題となる場面が増える

本稿が検討対象とするのは、 主として契約の勧誘および締結段階での消費者の決定自由の保護である。

許されないものとされる取引行為

(1)不公正な取引方法に関する三条の一般条項は、(16)

どる。まず、三項により、 (a) 併せて末尾に三〇項目に及ぶ付表が設けられた。取引行為の不公正性の判断は以下のような検討順序をた(エン(ユタ) 付表に掲げる消費者に対する取引行為は、常に許されないものとされる(いわゆるブラ 不公正取引方法指令に合わせて、一項から三項

Ê

ここでは、取引行為が、不公正であり、 る程度(spürbar)に侵害するのに足りるものであることが要件とされる。 次に、付表に掲げられていない、その他の行為態様については、まず、一項の基準に基づいて検討が行われる。 競争事業者、 消費者またはその他の市場参加者の利益を明らかに認められ 四条から六条は、三条一項の例示であ

項の基準に基づく審査が行われる(受け皿構成要件)。ここでは、取引行為が、消費者に対するものであること、不 るのに足りるものであることが要件とされる。一項、二項ともに、侵害するのに「足りるもの」で足りるとされて 能力を明らかに認められる程度に侵害し、それによって、それがなければしなかったであろう取引上の決定をさせ 公正であること、 事業者について妥当する専門的な注意に合致しないこと、 諸情報に基づいて決定を下す消費者の

おり、予防的保護が意図されている。 (21)

該グループの平均的構成員をいう(不公正取引方法指令五条二項b。内容はUWG三条二項二文に対応)。 また、完全平準化により、本法を通じて、消費者とは、平均的消費者、取引行為の対象が限られている場合は当

いた。 認定は、 かなった慣行に反する競争行為は、UWG三条の意味で不公正となりうる」と述べ、さらにその後、「不公正性のかなった慣行に反する競争行為は、UWG三条の意味で不公正となりうる」と述べ、さらにその後、「不公正性の かし、二〇〇四年改正の後、連邦通常裁判所は、不公正概念について、かかる基準によらない旨を明らかにし、(※) 「UWG四条の例示構成要件には含まれないが、それに相応する不法内容を有し、営業および商業における礼儀に 良俗違反の判断基準としては、「公正かつ正当に思考する全ての者の礼儀感情」が従来挙げられてきた。し 三条の前身は、二○○四年改正前UWG一条であり、そこでは競争行為が良俗に反することが問題とされて 機能的考察、すなわち競争法の保護目的(UWG一条)に準拠した考察を必要とする」と述べるにいた

例外的事例だけである。 るがゆえである。そして、今日においては、まず、不公正な競争行為の包括的な例示カタログからスタートしなけ び機能方法ととくにひどい形で合致せず、それゆえ、法律の介入を必要とするほどにひどい形で競争秩序を侵害す ればならず、一般条項への直接的な立ち戻りが問題とされてよいのは、 のシステムである。それによれば、競争行為が不公正とされるのは、そのような健全な競争システムの適法性およ がそこから引き出されるべきであるところの、UWGおよびわれわれの法秩序全体によって構成される健全な競争 UWGの機能的理解は近時支持を集めているが、エメリッヒ(Volker Emmerich)はこれを以下のように説明す すなわち、不公正概念の具体化のために参照されるべきシステムは、競争行為の不公正性の判断に関する基準 例示構成要件と同等の不法内容が存在する

ところで、比較的最近まで、一般条項を具体化するための基準として、業績競争(Leistungswettbewerb)と

非業績競争の区別が主張されていた。(28) であり、 伝統 的 な競争手法を規範へと高めることによって、 批判が強い。 しかし最近の学説においては、 革新的なマーケティング方式を妨害する誘因となりう 業績競争の概念は不公正概念と同

(2)不公正 取引の例示構成要件 (四条から六条 るとい

0

た理

由

「から、

=項の不公正概念は、 四条から六条において例示されている

の性質に適さない影響によって、 (a) 四条は不公正な取引行為の例として、①圧力の行使、 消費者その他の市場参加者の決定自由を侵害するのに足りる取引行為 人間の尊厳を損なうような方法、その他不相当で事柄

②消費者の精神的または身体的障害、

年齢、

取引上の無経験、

軽率、

不安または強制状態を利用するのに足りる取

引行為 商 号)、⑥消費者の懸賞やくじ引きへの参加を商品や役務の取得にかからせる行為 (八号)、 下させ、 進手段を受ける条件を明確に記載しない行為 品や役務 ⑨競争事業者の商品や役務を模倣して、 または 0 評価を利用もしくは侵害する行為 ③取引行為の広告的性格を隠ぺいする行為 誹謗する行為 (七号)、 ⑧競争事業者の信用を毀損するに足りる事実を主張または (四号)、⑤懸賞やくじ引きの参加条件を明確に記載しない (九号)、 経営上の出所に関する顧客の誤認を惹起し、 ⑩競争事業者に狙いを定めた妨害行為 (三号)、 ④値引き、 ~(六名)、-景品または贈答品のような販売促 ⑦競争事業者の または、 (ボイ 流 ・コットなど。 布 模倣された する行 評 行為 :価を低 五

号)、を挙げてい ○号)、 ⑪市場参加者の 利益のために市場行為を規律することをも目的とする法律上の規定に違反する行為

方法 過程そのものを害する)とに分けている。 (同指令六条および七条。 不公正取引方法指令は、 判断の基礎となる情報の収集を害する) 不公正な取引方法を、 UWGは、 誤認させる取引方法に関しては、 意思決定への影響の仕方に対応して、 と攻撃的取引方法 (同指令八条および九条。 右指令に対応した詳 誤認させる 細 な規 取引 判断

識のもとに、詳細な規定を置いていないため、右両号の解釈の際には不公正取引方法指令に立ち戻る必要性が大き 定を置く一方で(五条および五a条を参照)、攻撃的取引方法に関しては、四条一号および二号で対応できるとの認 不公正取引方法指令は、攻撃的取引方法について、付表I二四号以下にブラックリストを定めるとともに、八

条および九条において、判断の枠組みや要素を詳細に定めている。 五条は、 誤認を惹起する取引行為(作為)を不公正としている。本条では、 誤認惹起的かどうかを判断する

際の要素がかなり詳細に挙げられている。 が、二〇〇八年改正において、不公正取引方法指令七条に合わせて、五a条がおかれ、規制が拡充された。 不作為による誤認惹起について、二〇〇四年UWGにおいては、五条二項二文に簡単な規定があるだけだった

保護が規範目的となっている。 おいて、 実務が競争をゆがめ、競争事業者を害し、消費者の決定に消極的な影響を与えうるのかという観点に関する限りに よび役務の提供者間の競争を消費者の利益のために促進しうるとし、また、考慮理由九では、どのような比較広告 同指令の考慮理由六は、比較広告に関するルールの平準化は、さまざまな比較可能な製品の長所を明示し、 条は、「誤認広告および比較広告に関する指令(2006/114/EC)」を国内法化したものである。規範目的について、 六条には、比較広告の定義(一項)とともに、比較広告が不公正とされる場合が挙げられている (二項)。本(31) 許される比較広告の条件が規定されるべきであるとされている。UWG六条においては、これら諸利益の 商品お

けられたものであるが、二○○八年改正により、そのような位置づけから離れ、独立した構成要件となった。本条 一項は、「ある市場参加者に過大な方法で迷惑をかける取引行為は、許されない。このことは、受け手である市場

過大な迷惑行為(七条

項に関しては、①手紙や投げ込み広告による勧誘、(38) 参加者が広告を望まないことが認識可能であるにもかかわらず広告をなす場合に、とくに妥当する」と定める。 [の送付、④戸別訪問といった事例群が形成されている。 (④) ②公共の場所での通行人への話しかけ、③注文されていない

品

るとする。 (42) 場参加者に対して少なくともその推定的同意なしに、電話による広告が行われた場合には、過大な迷惑行為とされ などをいう。次に、二号は、消費者に対しその事前の明示的な同意なしに (オプト・イン方式)、またはその他の |第二号および第三号に挙がっていない通信取引に足りる商業的通信手段」とは、手紙、パンフレット、 二項は、 一号から四号までにおいて、常に過大な迷惑行為とされる広告手段を挙げている。このうち、 カタロ 号の

とも同条は、 ることにあるが、 七条の直接的な目的は、 市場参加者の決定自由が実際に侵害されたこと、または侵害が予測されることを要件としてはい 間接的に、 消費者その他の市場参加者を、 市場参加者をその決定自由に対する侵害から保護することをも目的としている。 私的な領域または職業上の領域の不当な侵害から保護す

匹 法 律 効 果

二号から四号) および利益剥奪請求権 (一〇条) を、それぞれ行使することができる (ff) 8 害除去・差止請求権(八条三項一号)および損害賠償請求権(九条)を、営業上または職業上の利益を促進するた(生) 0 第二章は、不正競争行為の民事上の効果を定める。原告適格を有する者の側から整理すると、 団体、 適格性を有する消費者保護組織、 商工会議所または手工業会議所は、 侵害除去・差止請求権 競争事業者は、 (八条三項

これに対して、

かねてより、

消費者個人の救済手段を創設すべきとの議論が存在しているが

(一般的契約解消権

積み重ねられていることが挙げられる。(空)

イツでは、 について第三章**四**を参照)、現行UWGはこれを認めておらず、消費者の保護は集団的なものにとどまる。また、ド(む) ルテル庁のような監督官庁がないこと、一九七八年UWG改正による消費者団体の差止請求権の導入以来、 わが国と異なり、 行政の果たす役割は大きくない。その理由としては、UWGには、GWBにおけるカ^(級) 実績が

との見解もある。しかし、事案も増加しており、 負う訴訟費用のリスクといった問題があるため、 (S2) と利益との因果関係の立証が困難であるという問題や、剥奪されるべき利益を証明できなかった場合に原告団体が 何らかの権利を発生させるものではない。本制度に関しては、事業者の故意要件(未必の故意でよい)や違反行為 還請求権でもないとされている。次章でみるように、そもそもUWGの諸規定に対する違反は、(56) 利益剥奪請求権について、その法的性質は、 (45) も参照されたい 今後の展開を注視すべきであろう。なお、 現在のところ、実務上は、マージナルな役割しか果たしていない 競争事業者ないし消費者の損害賠償請求権でも、 利益剥奪請求権につい 直接には消費者に

五 手続規定、 刑罰および過料

ては、後述注

所に関して規定しているのが興味深い。 (E) 第三章には裁判上および裁判外の手続規定が置かれている。 一五条が、ADRとして、商工会議所における調停

密の漏洩や図面等の漏洩など(一七条から一九条)のとくに重大な違法行為に対しては、 される。また、二○○九年改正で、故意または過失により事前に消費者の同意なく電話勧誘を行った者に対する五 第四章は刑罰および過料に関する規定を定める。広範囲への誤認惹起広告や連鎖的取引(一六条)、(56) 自由刑または罰金 業務上の秘 刑が科

電話勧誘に対する規制が強化された(二〇条)。

万ユーロまでの過料規定が置かれ、

- 7 Selbstbestimmung des Verbrauchers, 1998, S. 20f.も参照 Köhler / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 1 Rn. 1f. 二〇〇四年改正以前の歴史的な展開については、 Drexl, Die wirtschaftliche
- (∞) Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 1 Rn. 16
- (๑) BT-Drucks. 15/1487, S. 13
- 10 Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 5 Rn. 1.8ff これらの条文に関しても、 消費者の決定自 由 0) 保護と並んで、 競争事業者の保護も目的とされることは言うまでもない。
- 11 Emmerich, Unlauterer Wettbewerb, 8. Aufl., 2009, , § 12 Rn. lff. 二〇〇四年改正前であるが、 Drexl, a.a.O. (Fn. 7), S. 547ff. な、 この点を詳細
- Bodewig (eds.), Lauterkeitsrecht und Acquis Communautaire, 2009, S. 227 (238ff.) 内法化であったともいえる。Vgl. Drexl. Mehr oder weniger Verbraucherschutz durch Europäisches Lauterkeitsrecht?, in: Hilty and Henning 逆に言うと、事業者消費者間取引に関する不公正取引方法指令の規制を、 (部分的に) 事業者間取引にも及ぼすことになるため、 過剰な国
- (空) Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 1 Rn. 5
- にも広がっている点に注目されたい。 比較のために二○○四年UWGにおける競争行為の定義を掲げる。二○○八年改正によって、 適用範囲が、 商品の販売や購入等の促進以外
- 二〇〇四年UWG二条一項一号 「競争行為」とは、自己または他の事業者のために、 !購入または役務の提供もしくは購入を促進することを目的としてなす、 あらゆる行為をいう。 不動産、 権利および義務を含めた、 商品の販売もしく
- 15 求権はすでに時効にかかっているという虚偽の回答をしたという事例では、五条一項二文七号により三条一項が適用されえ、 たとえば、 八条により差止請求も可能である(Köhler, WRP 2009, 109(115) 消費者が商品の瑕疵を主張し、代替履行(ドイツ民法四三七条一号、 の例)。 四三九条)を請求したのに対して、 事業者が、 反復の危険性が 瑕疵担
- (16) UWG三条【不公正な取引行為の禁止】
- に足りるものである場合には、許されない 不公正な取引行為は、それが、 競争事業者、 消費者またはその他の市場参加者の利益を明らかに認められる程度に(spürbar)
- とくに保護に値し、一義的に特定可能な消費者のグループは、 であった場合には、 力を明らかに認められる程度に(spürbar)侵害し、それによって、それがなければしなかったであろう取引上の決定をさせるのに足りるもの れている場合には、 消費者に対する不公正な取引行為は、それが、事業者について妥当する専門的な注意に合致せず、諸情報に基づいて決定を下す消費者の能 いずれにせよ許されない。その際には、 このグループの平均的構成員が、顧慮されなければならない。精神的または身体的障害、 平均的な消費者が、または、その取引行為がある一定のグループの消費者に向け 自己の取引行為がこのグループにしかかかわらないことが事業者にとって予見 年齢、 騙されやすさのゆえに

可能である場合には、顧慮されなければならない。

- ③ 本法の付表に掲げる消費者に対する取引行為は、常に許されない
- 不公正判断の硬直化の危険もあると指摘する。 細なブラックリストを設けることについて、Scherer, NJW 2009, 324 (325) は、 不公正取引方法指令付表Ⅰは三一号からなるが、二六号は、七条二項一 号で国内法化されているため、UWGの付表は三○号からなる。 消費者保護の最小限を確定するというメリットがある半面、
- 時の取引上の決定をさせるために、当該商品または役務が一般的にまたは特定の条件の下では非常に限定された期間中にしか入手できない旨 でなければ一定の空間から退去できない旨の印象を生じさせる行為(二五号)。被訪問者の退去または再度の来訪拒否の要請を無視し、その者 送付し、宣伝されている商品または役務をすでに注文したとの誤った印象を生じさせる行為(二二号)。消費者に対し、まず契約を締結するの マーク(Qualitätskennzeichen)その他同等のものを使用する行為(二号)。消費者に諸情報に基づいて決定を下す時間や機会をもたせず、 の住居を個人的に訪問する行為(二六号)。 の個人的安全を脅かすであろう危険性 付表には、たとえば以下のようなものが挙げられている。必要な認証を受けていないにもかかわらず、 虚偽の表示をする行為(七号)。提供されている商品を購入せず、または提供されている役務を要求しない場合に、 商品または役務に病気、 機能障害、 (病気、 奇形を治癒する効果がある旨の虚偽の表示をすること(一八号)。 事故、 犯罪や自然災害など― -筆者注) の種類と程度について、 公認マーク 支払請求書を添付した宣伝文書を 虚偽の表示を行う行為(一二 消費者またはその家族 (Gütezeichen) 即
- Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010. § 3 Rn. 8; Scherer, WRP 2010, 586; Köhler, WRP 2010, 1293 以下の検討順序については、 Köhler, WRP 2009, 109(112f.)に従った。ただし、三条一項と同二項一文の関係については議論がある。
- UWG二条 遵守することが誠実に承認されうる専門的知識および注意の基準をいう。 項七号 「専門的な注意」とは、事業者が、その行動領域において、 消費者に対して、市場慣行を顧慮して、 信義誠実に基づ
- 진) Lettl, Wettbewerbsrecht, 2009, § 2 Rn. 14.
- (21 a) ここでいう平均的消費者とは、 八)。消費者概念については、Lettl, a.a.O. (Fn. 21), § 1 Rn. 95ff. が詳しい。 適度に情報を得ており、 適度に注意深くかつ批判的な平均的消費者をいう(不公正取引方法指令考慮理由
- (22) 二〇〇四年改正前UWG一条 償を請求することができる 業務上の取引において競争の目的をもって善良の風俗に反する行為を行う者に対しては、 差止および損害賠
- BGH, Urt. v. 7. 2. 2006, BGHZ 166, 154 (161f. Tz. 19)
- (A) BGH, Urt. v. 13. 7. 2006, BGHZ 168, 314 (321 Tz. 29)
- 约 BGH, Urt. v. 11. 1. 2007, BGHZ 171, 73 (80f. Tz. 21)
- Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 5 Rn. 21 m.w.N. Vgl. auch Piper/Ohly/ Sosmitza, UWG, 5. Aufl., 2009. 000 3 Rn.

- 宏) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 5 Rn. 26. Lettl, a.a.O. (Fn. 21), § 2 Rn. 8 夕回知
- P. Ulmer, GRUR 1977, 565 ff.など。一九八○年代の業績競争論を簡潔に紹介する邦語文献として、舟田正之「西ドイツの 『不公正な取引方法』(有斐閣、二○○九年〔該当部分の初出は一九八三年〕)一八五頁以下を参照
- Bavendamm/ Henning-Bodewig/ Ahrens, UWG. 2. Aufl., 2009, Einleitung F. Rn. 79; Harte-Bavendamm/ Henning-Bodewig/ Schünemann, UWG . Aufl., 2009, § 3 Rn. 228ff.; *Köhler/* Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 1 Rn. 44 Drexl, a.a.O. (Fn. 7), S. 550f; Piper/Ohly/Sosnitza, UWG, 5. Aufl., 2009, Einführung Rn. 23, Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 5 Rn. 19; Harte-
- のとすることは、 EuGH, Urt. v. 14. 1. 2010, NJW 2010, 1867 は、このような抱き合わせを個別事例の特別な事情を考慮することなく原則として許されないも 不公正取引方法指令に反するとしている。 Vgl. auch Köhler, GRUR 2010, 177
- この文言からも明らかなように、一一号は非常に広い適用範囲を有する。事例については、Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), 000 20 Rn. 26ff. を参

- ソー庁去よ、それが、全てり事実上り者事青と≶31) 不公正取引方法指令八条【攻撃的な取引方法】

とみなされる。 れにより、消費者が、それがなかったらしなかったであろう取引上の決定をさせられ、またはさせられるおそれがある場合に、 ence; unzulässige Beeinflussung)により、平均的消費者の製品に関する決定や行動の自由を著しく侵害し、または侵害するおそれがあり、そ 取引方法は、それが、全ての事実上の諸事情を考慮して、 具体的事例において、 迷惑行為、 物理的圧力を含む強制、 不当威圧(undue influ-

同指令九条【迷惑行為、強制および不当威圧】

取引方法の枠内で、迷惑行為、 物理的圧力を含む強制、 不当威圧の手段が用いられたか否かの判断に際しては、 以下の点を考慮しなければな

- (a)その時点、場所、方法または長さ
- (b)威嚇的または侮辱的な表現または行動の使用
- ために、事業者が利用すること (ご事業者が知っている、消費者の判断能力に影響を与えるほどの具体的な不幸な状況や困難な状況を、 製品に関する消費者の決定を侵害する
- いた、契約外の種類の、 d契約の解消、 または他の製品もしくは他の事業者への変更の権利を含む、 負担となるまたは不相当な障害 契約上の権利を消費者が利用するのを妨げようとして事業者が用
- (e)法的に不当な行為による強迫

32 同指令の付表Ⅰ二四号以下は、UWG七条二項 UWG五条【誤認させる取引行為】 号、 付表一七号および二五号から三〇号にそれぞれ対応する。

- (Angaben)を含み、または誤認させるに足りる表示を含む場合には、 誤認させる取引行為を行う者は、不公正な行為を行うものというべきである。 誤認を惹起するものである。 取引行為は、それが以下の事情に関して虚偽の表示
- 質、顧客サービスおよび苦情申し出手続き、地理的もしくは経営上の出所、 処分可能性、 種類、仕様、 利点、リスク、組成、 付属品、製造・提供・調達の手続きもしくは時期、 使用により期待される結果、 または、商品もしくは役務のテス 目的有用性 使用可能性 性
- 特別の価格利益の存在のような販売の動機、価格もしくはその算定方法 (Art und Weise)、または、商品供給もしくは役務提供の条件

·の結果もしくは本質的構成部分といった、商品または役務の本質的特徴

- 3 動機、 事業者の身元、 または販売の種類のような、事業者の人格、 知的財産権を含む財産、義務の範囲、能力、地位、認可、 特性または諸権利 会員資格もしくは交際関係、 勲章もしくは表彰経験、 取引行為
- 4 記述もしくはシンボル 直接もしくは間接のスポンサーシップと関連のある記述もしくはシンボル、または、 事業者もしくは商品もしくは役務の認可とかかわる
- 5 サービス、部品、交換または修理の必要性
- 6 事業者が拘束的なものとして義務付けられており、 かつ拘束を受けている旨を表示している行為準則の遵守
- 7 消費者の諸権利、とくに保証約束に基づく権利または給付障害の場合の瑕疵担保権

(二項以下略)

UWG五a条【不作為による誤認惹起】

- 対して有する意味、 ある事実についての沈黙が誤認惹起的であるかどうかの判断に際しては、とくに、そのような決定が取引観念に照らして取引上の決定に およびそのような沈黙が決定に影響を与えうるかどうかが顧慮されなければならない。
- 報を知らせずにおくことによって影響を及ぼした者は、不公正な行為を行うものというべきである。 三条二項にいう消費者の決定能力に対して、具体的な事例において通信手段の限界を含む全ての諸事情を考慮した場合に本質的である情
- を締結する可能性がある場合には、 (3) 商品または役務が、使用された通信手段にとって相当な方法でその特徴と価格を表示して宣伝され、それにより平均的消費者がその取引 諸事情から直接に明らかにならない限りにおいて、以下の情報が、二項の意味において本質的なものとみ
- 商品または役務および使用された通信手段にとって相当な範囲での、商品または役務の全ての本質的特徴
- 2 事業者の身元および住所、 事業者が代理人として行動している場合には、本人たる事業者の身元および住所
- 4 3 税額込みの価格 専門家としての注意の要請にそぐわない、支払条件、配送条件および提供条件、ならびに苦情処理手続き 付加的な貨物運送料、 (Endpreis)、または商品または役務の性質上事前の価格算定が合理的にできない場合については価格算定基準、 配送料および郵送料、 またはこれらの費用を事前に算定できない場合には、これらの費用が別途かかりうる旨

5 解除権または撤回権の存在

(四項略)

三五頁以下 (二〇一〇年)を参照 内法化にともなう消費法典の改正」甲南法学五〇巻二・三号一四三頁以下(二〇〇九年)、同「フランスにおける広告規制」現代消費者法六号 正取引方法指令の国内法化の状況については、馬場圭太「フランスにおける広告規制法の新たな展開-のに対して、UWG五a条一項は事業者を含むすべての市場参加者について適用がある(BT-Drucks. 16/10145, S. 25)。フランスにおける不公 なお、フランスでは「不作為による誤認惹起」に関する規定は事業者間の取引行為には適用されない(フランス消費法典Ⅰ.一二一 − 一条Ⅲ) ──二○○五年不公正取引方法指令の国

1) 比較広告とは、ある第3) UWG六条【比較広告】

- 比較広告とは、ある競争事業者またはある競争事業者が提供する商品または役務を直接的または間接的に認識させる、 あらゆる広告をい
- (2) 行われている比較が次の各号のいずれかに該当する場合、 比較広告を行う者は、不公正な行為を行うものというべきである。
- 1 同一の需要または同様の使用目的のための商品または役務と関連していないとき (二号以下略

Köhler / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 6 Rn. 11; Lettl, a.a.O. (Fn.21), § 6 Rn. 1 u. 23

(36) UWG七条【過大な迷惑行為】

35

能であるにもかかわらず広告をなす場合に、とくに妥当する。 市場参加者に過大な方法で迷惑をかける取引行為は、許されない。このことは、受け手である市場参加者が広告を望まないことが認識可

- ② 過大な迷惑行為は、以下の場合には常に認められなければならない。
- 1 いた広告をして、 消費者がそれを望まないことが明らかであるにもかかわらず、二号および三号に挙がっていない、通信取引に足りる商業的通信手段を用 消費者を執拗に勧誘する場合
- 2 する場合 消費者に対しその事前の明示的な同意なしに、またはその他の市場参加者に対して少なくともその推定的同意なしに、 電話による広告を
- 3 受け手の事前の明示的な同意なしに、自動電話機、ファックスまたは電子郵便を用いた広告をする場合
- 4 金表による伝達費用以外の費用なしにそのような通知の停止を要求する際の宛て先となる現住所が記載されていない場合 通知 (Nachricht)による広告において、通知の伝達を委託した発信者の身元が隠ぺいもしくは秘匿されており、または受け手が基本料

(三)項略

37 本条の立法過程については、 よって、七条一項一文の「過大な方法で」という基準に重ねて、三条一項の「明らかに認められる程度に(spürbar)」という基準が適用 宗田貴之『迷惑メール規正法概説』(レクシスネクシス・ジャパン、二〇〇六年)一三一頁以下が詳細である。

されることはない。 Vgl. BT-Drucks. 16/10145

- 38 消費者に関しては主に七条三 一項一号が適用されよう。
- 39 なお、この場合、注文されていない給付によって消費者に対する請求権が基礎づけられることはない (BGB二四一a条)。
- $\widehat{41}$ 40 Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 13 Rn. 25ff
- Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 7 UWG Rn. 100
- 10734, S. 13 本号は、二○○九年に、消費者に対しては事前の明示的な同意が必要である旨を明確にするために改正されたものである。BT-Drucks 16.
- 43 Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 7 Rn 2f

UWG八条【侵害の除去および差止めの請求】

- ことができる。 三条または七条により不法な取引行為を行う者に対しては、侵害の除去を、および反復の危険性がある場合については差止めを請求する | 差止請求権は、三条または七条に対するこの種の違反行為が差し迫っている段階からすでに存在する
- (2) ある事業における違反行為が、 勤務者(Mitarbeiter)または受命者(Beauftragte)によって行われる場合には、差止請求および侵害除
- 去請求は、事業者に対しても基礎づけられる。 (3) 第一項に基づく請求権は、 次の各号に掲げる者に帰属する。
- あらゆる競争事業者

1

- 2 は役務を販売する事業者の相当数を構成員とし、 営業上または独立した職業上の利益の促進を目的とする権利能力のある団体。ただし、同一の市場において、 一の追求という定款上の責務を実際に引き受ける能力があると判断され、 とくにその人的、 物的および財政的な備えに照らして、営業上または独立した職業上の利 かつ、その違法行為が構成員の利益に関わる場合に限られる。 同種または類似の商品また
- 3 州議会および理事会指令 差止訴訟法第四条にいう適格性を有する組織のリスト、または消費者利益保護のための差止訴訟に関する一九九八年五月一九日付けの欧 (98/27/EC) 四条にいう欧州委員会のリストに登録されていることを証明した、適格性を有する組織
- 商工会議所または手工業会議所

(四項以下略

- 45 UWG九条【損害賠償請求
- 故意または過失により三条または七条による不当な取引行為をなした者は、 定期印刷物の責任者に対しては、 故意による違反行為がある場合に限り、 競争事業者に対し、それによって生じた損害を賠償する義務を負 損害賠償を請求することができる
- UWG一〇条【利益剥奪請求】
- (1) 故意により、 三条または七条により許されない取引行為をなし、 かつ、それにより多数の購買者の不利益のもとに利得を得た者は、 八条

- 三項二号ないし四号により差止請求を主張する権限を有する者により、この利得を国庫に返還することを請求されうるものとする。
- Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 5 Rn. 1.10f Nordemann (Hrsg.), Schutz von Kreativität und Wettbewerb, Festschrift für Ulrich Loewenheim zum 75. Geburtstag, 2009, S. 407 Ahrens, Das Verhältnis von UWG und Vertragsrecht aufgrund der EU-Richtlinie über unlautere Geschäftspraktiken, in: Hilty, Drexl und
- Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 12 Rn. 7.1. 本城・前掲書注(3) 一五六頁以下も参照
- 「集団的消費者被害救済制度研究会(第七回)議事要旨」五頁以下(高田発言)(http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100409gjiyoushi7th 本城・前掲書注(3)一五 一頁以下も参照
- 成他編『福永有利先生古稀記念 宗田貴之『団体訴訟の新展開』 企業紛争と民事手続法理論』 (慶應義塾大学出版会、二○○六年)九五頁以下、 (商事法務、 二〇〇五年) 高田昌宏 五七頁 「団体訴訟の機能拡大に関する覚書き」高田裕
- Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 10 Rn. 2; Piper / Ohly / Sosnitza, UWG, 5. Aufl., 2010, § 10 Rn. 3
- 8) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 23 Rn. 42
- して利益剥奪請求を否定した原審を破棄して、利益額および違反行為との因果関係を審理させるために差し戻した事案)を参昭 ていないとして利益剥奪請求を否定した事案?; OLG Stuttgart, Urt. v. 2. 11. 2006, GRUR 2007, 435(事業者の未必の故意の立証ができていないと Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 23 Rn. 31. 裁判例として、LG Bonn, Urt. v. 12. 5. 2005, GRUR-RR 2006, 111 (事業者の未必の故意の立証ができ
- http://www.caa.go.jp/planning/21torimatome/6-01-03-01-ger.pdf) 三五頁以下、高田昌宏「ドイツにおける消費者保護のための集団的権利保護の制度」(二〇一〇年。http://www.caa.go.jp/planning/pdf ター・ゴッドバルト(森勇訳)「ドイツにおける集団的権利保護制度の構築」比較法雑誌四二巻一号七八頁(二○○八年)、高田・前掲注 センター『アメリカ、 義塾大学出版会、二○○九年)四一頁以下、および、同「ドイツにおける集団的消費者被害救済制度に関する調査報告」財団法人比較法研究 100409-2-1.pdf) も参照 利益剥奪請求制度の立法過程については、宗田・前掲書注(50)七一頁以下が、成立後の展開については、同 カナダ、フランス、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』三二九頁以下(二〇一〇年。 が詳細である。同制度については、他に寺川・前掲注 『消費者法の新展開』 (2) 一〇頁、
- (5)) 調停所の活動は一定の成果を収めているようである。これについては、寺川永「ドイツにおける消費者紛争を扱うADRの現状と課題」内 sai/file/adr/04_germany01.pdf) 一三五頁を参照 閣府国民生活局 『諸外国における消費者ADR体制の運用と実態に関する調査』(二〇〇八年。http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/koku
- 56) UWG一六条【刑罰の対象となる広告】
- (1) とくに有利な申し出であるとの外観を作出する意図をもって、公示または広範囲の人々に対する通知において、 虚偽の表示により誤認を

惹起する広告をした者は、二年以下の自由刑または罰金に処する

に締結させたならば、 または権利を購入させることを業務上の取引において企図した者は、二年以下の自由刑または罰金に処する 相手方が同様の勧誘をすると、 消費者は企画者自身または第三者から特別な利益を得られるだろうとの約束をすることによって、 相手方もそのさらなる購入者に対する勧誘について同様の利益を得られる形の取引を他人 消費者に商品、 役務

第三章 UWG違反行為のBGB上の扱い

となる。以下ではこの問題について検討する。 号、五条、 に対してどのような請求をすることができるか。これに関する規定はUWGにはないため、 認めようという考えが生ずるのは、ごく自然なことである。では、UWG三条ないし七条(とくに四条一号、 の諸規定に違反する行為がなされた場合に、その違反を基礎に消費者個人の救済 ことを内実とする詳細な構成要件も定められるに至っている。そうなると、とくに契約の勧誘・交渉過程でUWG 者の決定自由が重要な考慮要素の一つであることが承認され、平均的消費者を基準として消費者の判断をゆがめる 前章で見たように、 五a条)により許されないものとされる勧誘・交渉行為により契約が締結された場合、(55) 現行UWGにおいては、 消費者保護が目的として明示され、不公正性判断についても、 ――とくに契約からの解消 BGBとの関係 消費者は事 が問題 ザ業者 同二 消費 を

階 の行為 なお、 以下の議論は、 (競争行為) に対するものであった時期のものが中心となっていることに留意されたい 二〇〇八年の不公正取引方法指令の国内法化以前、 すなわちUWGの規制が広告 誘段

れる誤認広告によって成立した契約は、

通常、

法律行為法上の救済手段

(1)詐欺・ 強迫を理由とする取消

の取消しを主張することができる。

U の要件を満たすわけではない。 W G四条一号、 五条、 五a条により不公正とされる取引行為は、それだけで詐欺あるいは強迫 しかし、 個々の事例により、 その要件を満たす場合には、 表意者は、 (B G B | | | | | | 意思表示

れの 者・被強迫者が基準となる。また、 これに対してBGB一二三条における欺罔行為・強迫行為の判断においては、 故意が要件とされるため、この点で消費者の立証負担の問題が して、圧力の行使となり、 両者の相違点としては、 あるものであれば十分である(不公正取引方法指令五条二項b、 あるいは誤認を惹起し、それがなければしなかったであろう取引上の決定をさせるおそ 取引行為がUWGにより不公正とされるためには、 詐欺または強迫を理由とする取消しのためには、詐欺者の悪意ないし強迫者の 悪意の欺罔にあたる。(60) メ生じる。 (58) (59) (59) 同六条一項、 なお、 当該行為が、 平均的消費者ではなく、 UWG一六条一 同八条、 UWG三条二項二文参照)。 平均的消費者を基準と 項にいう刑罰を科さ 当該被詐欺

(2)禁止法規違反を理由とする法律行為の 無効

でも契約を有効とできないこと、(64) 取消ししかもたらさないこと、無効を承認すると、不公正な広告にあった顧客が契約を有利なものと判断した場合 しては否定説が多数である。その理由としては、 Gの諸規定により許されないものとされる勧誘・交渉行為により締結された契約は無効となる。 では、 UWG三条ないし七条はBGB一三四条にいう法律上の禁止にあたらないか。これが肯定されれば、 UWG違反は法律行為の内容に対するものであって、 詐欺や強迫のような強力な形態での不当な影響ですら法律行為の 法律行為の成立の仕方や方 しかし、これに U W 関

(2011)準則を規定しているのであって、不公正判断が契約締結にかからしめられているのはまれな場合しかないこと、 ること、無効を承認すると、取引の耐えがたい不安定が生ずること、UWGは市場における事業活動に関する行為(6) 法に対するものではないこと、UWGの体系においては、消費者の利益は集団的にのみ貫徹されるものとなってい(66) は禁止法規である。

(3)良俗違反を理由とする法律行為の無効

どが挙げられている。以上に対して、UWG一六条二項

(刑罰を科される連鎖的顧客勧誘)

内容の良俗違反類型と状況の良俗違反類型を区別しており、ここで問題となっている状況の良俗違反の類型では、 は、まさに不公正な勧誘に向けられたものであること、詐欺や強迫すら取消ししかもたらさないこと、一三八条は② られたものであって、 こと、などが挙げられている。 かどうかが判断されるのであって、 法律行為の内容、 の多くはBGB一三四条に関するものと重複するが、BGB一三八条は第一次的には法律行為の内容に対して向け ·ものとされる勧誘·交渉行為に基づいて締結された契約が、それだけで良俗違反とされることはない。その理由 次に、良俗違反(BGB一三八条)との関係について、多数説によれば、UWG三条ないし七条により許され 動機、 法律行為の成立の仕方や方法に向けられたものではないのに対して、UWG三条ないし七条 目的など法律行為締結の際に存在するすべての事情を全体的に考慮して、 UWG違反から一三八条による無効を自動的に引き出す見解はこれに矛盾する 良俗違反になる

それによって惹起された錯誤が継続しているにもかかわらず、 に広範囲に行われた、 のように、 個別事情によって、 BGB一三八条により無効となりうる。また、独占的地位の濫用や不法な連鎖的顧客勧誘(唇) 法律行為の内容が良俗や道徳秩序の価値と合致しない場合にも、法律行為はBGB一三八条に 虚偽の支払請求書の送付などの詐欺的策略(UWG付表二二号)によって締結された契約は、 法律行為が良俗違反とされる可能性は肯定されている。たとえば、 契約締結前の適時の説明によって除去されなかった (UWG一六

四条、

保険契約法八条など)が存在する。

より無効となりうる。さらに、広告が悪意の欺罔となり、それによって給付間に著しい不均衡のある契約が締結さ(治) れた場合には、 UWG違反と同時に、 その契約はBGB一三八条により無効ともなりうる。 (で)

一 契約法上の救済手段

(1) 撤回権

条)、④消費者信用 しては、①訪問販売 不意打ちからの UWGが規制する取引態様の多くに、 保護や、 (BGB四九五条)、⑤分割供給契約(BGB五一○条一項)、⑥その他の特別法(2) (BGB三一二条)、②通信販売 契約目的物に関する事前の判断が困難な場合からの保護が図られている。 撤回権 (BGB三一二d条)、③期間割りの居住権契約 (いわゆるクーリングオフ)の規定が関連する。これにより、 撤回 (通信教育保護法 (BGB四八五

としないが、 これら撤回権の構成要件は、 消費者の決定自由の保護にとって大きな役割を果たしている。(88) 状況関連的あるいは取引類型関連的であって、 個別消費者の決定自由の侵害を要件

(2) 契約締結上の過失に基づく損害賠償請求

う る。 83 られる⁸² 定した判例によれば、 する損害賠償請求権 次に、 U W 過失による詐欺や情報提供義務違反の場合について、 G五条や五a条により不公正とされる取引行為も、 (BGB二八〇条一項、三一一条、二四一条二項) 成立した契約が顧客にとって財産損害である限りにおいて、契約解消に向けた請求権も認め 契約締結上の過失(culpa in contrahendo) 個々の事例によっては、 が、 判例・学説において認められている。(8) 契約締結上の過失とされ を理由 確

また、 近時、 二〇〇四年改正前UWG一条のもとで形成された顧客獲得 (Kundenfang) の事例群を契約法の観点

誘・交渉行為について、個々の事例により、契約締結上の過失が肯定される可能性がある。ただ、現在のところ、 する見解も存在する。この見解によれば、現行UWG四条一号や二号などの相手方の決定自由を直接に侵害する勧(8) といった、 から評価し直し、①不意打ち(Überrumpelung)、②執拗な客引き(Anreißen)、③強要の形での心理的圧迫の行使 相手方の決定自由を直接的に侵害する行為について、契約締結上の過失による契約解消を肯定すべきと

契約締結上の過失としては、 過失による詐欺や情報提供義務違反が議論の中心となっている。

(3)瑕疵担保請求権

当該性質についての売主の保証義務を基礎づけ、 完履行請求、 製品の性質に関する誤認惹起広告は、 解除、 代金減額請求、 損害賠償請求が可能)を有する(87) それがBGB四三四条一 買主は、 BGB四三七条以下の規定に従い、瑕疵担保請求権 項三文および二文二号の要件を満たす場合には、(86)

(追

不法行為法上の救済手段

(1)BGB八二三条 一項

まず、契約の締結とは無関係であるが、受け手の事前の同意のない電話、

ファックス、電子メールによる広告に

権や占有の侵害、 関しては、 私的 領域への著しい介入を理由とする一般的人格権 設立され稼働している営業の上の権利の侵害を理由に損害賠償請求をすることができる。 (BGB八二三条 一項)の侵害や、 通 信機器 0)

(2)UWG九条

とはできない。 される勧誘・交渉行為に基づいて契約が締結された場合に、 U WG九条に基づく損害賠償請求権についてもここで説明する。 同条一項は明示的に、競争事業者が損害賠償を請求できるものと定めているからである。二〇〇四 UWG九条の損害賠償請求権を消費者個人に認めるこ UWG三条ないし七条により許されないものと

求権を認めない考えであった。(9) 年UWGの立法者も、 に覚悟しなければならず、このことは経済にとって非常に大きな負担をもたらすとして、 0 場合に消費者 0 個人的権利を承認したならば、 UWGは競争における事業者の行為に対する非常に高い要求を含んでいるため、 事業者は、 U WG違反を理由とする消費者からの多数 消費者個人の損害賠償請 U W 0 訴 訟を常 G違反

(3)BGB八二三条二項

この こと、これに加えてUWGは営業上ないし事業上の団体や消費者団体に差止めおよび侵害除去請求権を承認するこ(%) れを否定しており、 その理由としては、とくに問題とされる事例については、錯誤・詐欺・強迫を理由とする取消権、 しても請求根拠に関しても排他的であると述べている。 されること— 賠償請求権を認めると、 とにより消費者 護法規と考えて、 まず、 では、 権利は売主による追完がなかったときに初めて行使できるはずなのに、 契約締結上の過失、 連邦通常裁判所は、二〇〇四年改正前UWG三条 UWG上の損害賠償請求権が認められないとして、UWG三条ないし七条をBGB八二三条二項に たとえば、誤認惹起広告の場合、 の集団的保護を保障していること、 熟慮の上でこのような段階をつけている右の規定が潜脱されてしまう^(g) 損害賠償として契約の解消を認めることはできないか。これについては見解が分かれる。(タリ 二〇〇四年UWGの立法者も、 具体的な輪郭をもった構成要件や時効規定を備えた民法上の諸規律が広い 撤回権などによって対応が可能であり、 買主は四三四条一項・四三七条に基づく瑕疵担保権を有する 競争法違反を理由として消費者および市場参加 UWGにおける私法上の法律効果に関する規定は原告適格に 現在の学説上も保護法規性を否定する見解が多数である。(※) (誤認表示を理由とする差止・損害賠償請求)につい 民法による消費者個人の保護に欠缺は存在 これと並行して競争法上の損害賠償請 範囲 者に一 瑕疵担 で無価値に 般 的損害 しない 保請求 いう保 が、 てこ 関

などが挙げられてい

る

求権を認めると、

承認されたこと、 は、 消費者保護の強化ないし効率化、二〇〇四年改正によりUWG一条一文において消費者が保護主体として明示的に(ミロ) 常に高いということはなく、 これに対して、消費者に関してUWG三条から七条の保護法規性を肯定する見解も有力である。その理由として(%) UWG八条から一一条までの規律は排他的なものでなく、保護法規性の否定は法律上には表れていないこと、(%) 保護の欠缺があること、 利益剥奪請求権の実効性ははっきりしないこと、民法上の制度による消費者保護は十分ではな(※) したがって消費者によって大量の訴訟が提起されることはないと考えられること、 UWG改正の目的は規制緩和と自由化であるから、 UWGの要求が事業者にとって非

四 UWG違反を理由とする消費者の一般的契約解消権

どが挙げられている

見解もあったが、立法者は、 UWG一三a条)。二○○四年改正に際して、UWG違反を理由とする消費者の一般的契約解消権の導入を提案する(☞) 改正前には、真実に反し誤認を惹起する広告表示に関して、 例は考えられないこと、 有していなかったことのほか、 消費者の一般的契約解消権の導入については、学説上も、これを否定的に考える見解が多数である。(唲) 一定の取引形態と結び付けられている撤回権の規定と合致しないこと、 事業者がその契約の履行を求める行為もまた反競争的とされうるとの判例法理も形成されており、 消費者が不公正な仕方で成立した契約の履行にその保護に値する利益に反してつなぎとめられるという事 UWG違反を理由とする消費者の一般的契約解消権に関する議論について説明する。二○○四年UWG 一般的契約解消権は、 旧一三a条を後継規定なく削除した。その理由としては、旧一三a条は実務上意味を 事業者が誤認惹起的書式によって組織的かつ継続的に契約を成立させようとしてい 一定の要件や期間制限のもとで認められる瑕疵担保請求権 購入者の解除権が規定されていた(二○○四年改正前 などが挙げられている。 その理由と 現在の 0) が規定

ないほどのリスクを経済に負担させること、などが挙げられている。 カー何らカの不公正な広告をとらえて、契約をキャンセルできてしまうという結果につながり、 告と契約締結との間 的とするのに対して、 しては、右の立法者の挙げる理由や、 旧 $\frac{-}{\Xi}$ 条が無意味だったことは実際には保護の欠缺が存在しなかったことの証拠となること、不公正な広(三) .の因果関係は当然には肯定できないこと、契約法が決定自由侵害からの個別的具体的保護を目(E) 競争法は一般的抽象的保護を目的としていること、(『) 民法による消費者の保護は十分であり保護の欠缺は存在しないという論拠の 般的契約解消権を肯定すると、 このことは見通せ 消費者

五 小 括

は、 と これを根拠に消費者個人の救済を認めることは濫訴を招くおそれがあり、 いる救済手段の体系を潜脱し、 よりも事業者にとって厳しいものであり、必ずしも個別消費者の決定自由を侵害する場合のみとは限らない 加えて消費者の集団的保護を保障していること、 消費者個 て契約が締結された場合については、 以上のように、 UWG違反に基づいて消費者個人の救済が認められることはない。その理由をまとめると、 UWG違反を根拠に一般的契約解消権や損害賠償としての契約解消を認めることは、 人の救済手段あるいは現在 多数説によれば、 あるいはそれと矛盾する結果となること、 U W の判例法理を前提とすると、 BGBの定める各救済手段の要件が個別事例により満たされる場合を除 G三条ないし七条により許されないものとされる勧誘・交渉行為に基 UWGの設定する基準は消費者個人に救済が与えられるべき場合 消費者の保護に欠缺はないこと、 契約法が決定自由侵害からの個別 それは経済にとって過大な負担となるこ BGBが熟慮 B G B UWGはそれに の上定めて の用意する 的 11具体 7

かかる多

とり

りわけ、

U

WGの設定する義務が平均的消費者を基準とすることが明示された二○○八年改正以降は、

競争法は一般的抽象的保護を目的としていること、などを挙げることができる。

的保護を目的とするのに対して、

数説が正当だろう。

群)とが区別されるに至っている。(単) そこまでには至らないが、 定めたものである。しかし、その行為は同時に、 に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベルの義務群(個別当事者を基準としたBGBの設定する義務群) れるべき行為のカタログでもある。このようにして、ドイツ法においては、 反行為のカタログであるとともに、 対する集団的保護という機能を有することになる。したがって、UWG三条から七条の規定は、 さらには利益剥奪請求権の行使)を行うこととされている。これにより、UWGによる規制は、 形で行われるために、消費者団体が、 求権を有する(UWG九条)。したがってUWGは、まず第一に、そのような意味で水平的競争秩序に反する行為を UWGの諸規定に反する行為により競争事業者の営業上の利益を侵害した場合、競争事業者は損害賠 なお集団的保護が行われるべき義務群(平均的消費者を基準としたUWGの設定する義務 垂直的関係において需要者 消費者側の視点から、そのような競争秩序違反行為の監視 垂直的関係において需要者(消費者)の意思決定に影響を与える (消費者)の決定自由に対する集団的保護が与えら 消費者の決定自由に関して、その違反 消費者の決定自由に 水平的競争秩序違 (差止めや除去) 償請

する最近の議論について検討する BGBの設定する二つの義務群の協働関係を示唆するだろう。そこで次章では、この二つの義務群の協働関係に関 られる公法私法二分論のような主張は見られない。このことはすでに、消費者の決定自由の保護に向けたU またここでは、 消費者の決定自由の保護がUWGの目的のひとつとして承認されていることもあり、 わが と国で見 W G ک

57 ただし、 七条に違反する行為に関しては、 前述のように必ずしも決定自由侵害、 あるいはそれが予測されることが要件とされていないこと

に注意されたい。

67

- 不公正取引方法指令は、 国内法における契約の有効性、 成立および効果には変更を加えないとしている(同指令三条)
- Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, Einl. Rn. 7.10
- (630ff.))、支持は得られていない。 これに対しては、BGB一二三条の立法資料からは、侵害者の主観的要件を要求する理由は明らかでないとして、 ――UWGから引き出される――違法な影響について、BGB一二三条の類推適用を主張する見解もあるが 無過失による意思決定へ (Sack, GRUR 2004, 625
- Henning-Bodewig / Dreyer, UWG, 2. Aufl., 2009, § 16 Rn. 25 Köhler / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 16 Rn. 29; Piper / Ohly / Sosnitza, UWG, 5. Aufl., 2010, § 16 Rn. 29; Harte-Bavendamm /
- BGB一三四条 法律上の禁止に違反する法律行為は、その法律から別段のことが生じない場合には、 これを無効とする
- BGB, § 134 Rn. 4ff. u. 304; Alexander, Vertrag und unlauterer Wettbewerb, 2002, S. 88 ff.; Leistner, Richtiger Vertrag und lauterer Wettbewerb MünchKomm / Armbrüster, BGB, 5. Aufl., 2006. § 134 Rn.67; Palandt / Heinrichs, BGB, 67. Aufl., 2008. § Emmerich, a.a.O.(Fn. 11), § 13 Rn. 39; Lettl, a.a.O. (Fn. 21), § 1 Rn. 42; Köhler / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010. 134 Rn. 24; Staudinger / Sack (2003) S
- 529 ff.; Sack, GRUR 2004, 625 (626); Fezer, WRP 2003, 127 (129); Fezer, WRP 2007, 855 (860); Köhler, JZ 2010, 767 (768f.)
- 63 Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 3 Rn. 156
- 64 Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 3 Rn. 156
- 65 Sack, GRUR 2004, 625
- 66 Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 530

Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 531f.

- 68 Alexander, a.a.O. (Fn. 62), S. 93
- 69 Henning-Bodewig / Dreyer, UWG, 2. Aufl., 2009, § 16 Rn. 55 Köhler / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 16 Rn. 51; Piper / Ohly / Sosnitza, UWG, 5. Aufl., 2010, § 16 Rn. 54; Harte-Bavendamm /
- BGB一三八条 (1) 善良の風俗に反する法律行為は、これを無効とする
- 東または提供させる法律行為は、その財産的利益が給付に対して著しい不均衡にあるならば、これを無効とする 特に、相手方の強制状態、 無経験、判断力の欠如または重大な意思薄弱を利用して、ある給付に対し自己または第三者に財産的利益を約
- 62), S. 98 ff.; Fezer, WRP 2003, 127 (129); Sack, GRUR 2004, 625 (626f.); Augenhofer, WRP 2006, 169 (173); a. A., Nasall, NJW 2006, 127 / Sosnitza, UWG, 5. Aufl., 2010. 🖇 7 Rn. 20; Jauernig/Jauernig, BGB, 13. Aufl. 2009, 🖇 138 Rn. 5; MünchKomm/ Armbrüster, BGB, 5. Aufl., 2006 138 Rn. 8; Staudinger/ Sack Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 14 Rn. 86; Lettl, a.a.O. (Fn. 21), § 1 Rn. 42; Köhler/Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010. § 3 Rn. 157; Piper/Ohly (2003), BGB, § 138 Rn. 6ff. u. 70ff.; Palandt / Heinrichs, BGB, 67. Aufl., 2008, § 138 Rn. 18; Alexander, a.a.O.

- (2) Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 3 Rn.
- (3) Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 3 Rn. 157
- (云) MünchKomm / Armbrüster, BGB, 5. Aufl., 2006, § 138 Rn. 8.
- (5) Emmerich, a. a. O. (Fn. 11) § 14 Rn. 86
- 講についてBGB一三八条による無効を肯定 Köhler/Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 3 Rn. 157; Köhler, GRUR 2003, 265 (267). Vgl. BGH, Urt. v. 22. 4. 1997, NJW 1997, 2314 〔無限連鎖
- 意味での良俗違反となるわけではないが、本件では、主催者は顧客の無経験を利用して過大な利益を得ており、契約は暴利行為と認められる ら三倍もの価格で商品を買わされた事案で、二○○四年改正前UWG一条に違反する行為によって締結された契約が当然にBGB一三八条の 意の欺罔に加えて、 他に、裁判例として、BGH, Urt. v. 29. 6. 2005, NJW 2005, 2991(2992f.)[法律知識や取引経験のない老人をターゲットに、虚偽の懸賞付きの 日用品販売の広告を組織的に繰り返し送付、 Staudinger / Sack (2003), BGB § 〔昼食、 午後の軽食 法律行為をその全体的評価において良俗違反と評価させる事情が存在するとした]; LG Trier, Urt. v. 9. 10. 1973, NJW 1974 動物園訪問、レストラン代が一○マルクでセットになったバス旅行(Kaffeefahrt)で、 138 Rn. 9; MünchKomm / Armbrüster, BGB, 5. Aufl., 2006, § 勧誘し、かつ懸賞を獲得するためと急きたてて、 商品を短期間に繰り返し購入させた事案で、悪 138 Rn. 6 客が、市場価格の一・五倍か
- 準用されている BGB五○六条一項(二○一○年六月一○日まではBGB四九九条一項および同五○○条)により、支払猶予やファイナンスリースなどに
-) 二○一○年六月一○日まではBGB五○五条一項。

とした〕を参照

- 撤回権を、 についての一考察 熟慮期間の付与により消費者の判断力の回復を図ることを目的とした制度と位置づけるものとして、河上正二「『クーリングオ 『時間』という名の後見人──」法学六○巻六号一六六頁以下 (一九九七年)。
- 思表示に向けられた説明義務違反について一 とフランチャイズ契約を素材として――』八九頁以下(信山社、二〇〇六年)、栗田晶「交渉過程における説明義務理論の構造 松岡久和編集『ヨーロッパ私法の動向と課題』二四七頁以下(日本評論社、二〇〇三年)、宮下修一『消費者保護と私法理論 の初出は一九九九年〕)、川角由和「ドイツ債務法の現代化と『契約締結上の過失』(culpa in contrahendo)」川角由和・中田邦博・潮見佳男・ (一九九八年)、潮見佳男「ドイツにおける情報提供義務論の展開」同『契約法理の現代化』一四二頁以下(有斐閣、 すでにわが国でも多数の紹介、 度間競合論の視点から一 ―」同志社法学五九巻三号一四七九頁以下(二〇〇七年)を参照: 検討がある。さしあたり、藤田寿夫「説明義務違反と不当威圧」岡山大学法学会雑誌四八巻| ―」法学政治学論究六九号三二五頁以下(二○○六年)、古谷貴之「ドイツ情報提供責任論の展開 二〇〇四年 一号一七七頁以
- 82 財産損害が存在するかどうかは、 原則として差額説に基づいて判断されるとされているものの、「ある者が、 責任を基礎づける行為態様に

Schuldrecht Allgemeiner Teil, 8. Aufl., 2010, Rn. 195 などを参照 Rn. 11/23; Leistner, a.a.O. Fikentscher/Heinemann, Schuldrecht, 10. Aufl., 2006, Rn. 96; Westermann/Bydlinski/Weber, BGB-Schuldrecht Allgemeiner Teil, 6. Aufl., 2007 産損害要件を不要とする見解として、Lorenz, ZIP 1998, 1053(1055); Grigoleit, NJW 1999, 900(901f.); Fleischer, AcP 200(2000), 91(111ff.) るのかどうかは明らかでないが、OLG Dresden, Urt. v. 4. 1. 2006, NJW-RR 2006, 1429(1430)は、財産損害が必要であるという立場に立つ。財 *Sutschet,* BeckOK BGB, 2010, 16. Ed. 🗣 311 Rn. 42)。連邦通常裁判所が、契約締結上の過失が明文化された現行法のもとでも財産損害を要求す 給付が彼の目的にとって完全には有用でないことによって、 〔税金見積もり過誤事件〕)、財産損害の要件は実務上ほとんど意味をもっていないとの評価もある(Bamberger / Roth- Gehrlein それがなければ締結しなかったであろう契約を締結させられた場合、客観的には給付と反対給付の等価性が保持されていたとしても、 (Fn. 62), S. 869ff; Medicus/ Lorenz, Schuldrecht I Allgemeiner Teil, 18. Aufl., 2008. § 14 Rn. 109; Looschelders 財産損害を被りうる」とされているため(BGH, Urt. v. 26. 9. 1997, NJW 1998, 302

- 逆に契約締結上の過失に関して形成されてきた基準が、UWGにおける情報提供義務違反判断の指標となりうるとする Köhler/Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, Einl. Rn. 7.13. なお、 Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 975ff. せ、 契約法と競争法の調和という観点から、
- (8) Lorenz, Der Schutz vor dem unerwünschten Vertrag, 1997, S. 498ff. ほぼ同様の場面について、BGB一二三条の類推適用によって対応しよ 形成されてきた事例群を参照しつつも、注 うとするものとして、Weiler, Beeinflußte Willenserklärung, 2001, S. 630ff.も参照。Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 985ff. は、これまで判例によって イラーも同様の限定を加えている。 場合にのみUWG(とくに四条一号や二号)違反を認め、かつ契約締結上の過失による責任を肯定すべきとする。ただし、ローレンツやヴァ (8) で述べた考えから、不意打ちや回避可能性の欠如、時間的圧迫といった付加的事情があった
- Köhler, GRUR 2003, 265 (268 u. 271); Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 888ff. u. 985f
- れていない限りにおいては、 B G B 四 二四条【物の瑕疵】 以下の場合に、 (1) 物は、 その物は、 危険移転に際して、 物の瑕疵がないものとする 合意された性質を有するときは、 物の瑕疵がないものとする。 性質が合意さ
- その物が、 契約によって前提とされた使用に適している場合、 その他
- この限りでない。 告または物の一定の性質についての表示において、買主が期待しうる性質もまたこれに属する。ただし、売主がその表示を知らずかつ知りう べきでもなかった場合、その表示が契約締結時に同様の方法で訂正された場合、その表示が売買の決定に影響を及ぼしえなかった場合には、 二文二号にいう性質には、売主、製造者(製造物責任法四条一項および二項)またはその補助者により公にされた表示に従って、とりわけ広 2 その物が、通常の使用に適しており、 (二項以下略 かつ、同種の物において通常であり、買主が物の種類に従って期待しうる性質を示す場合
- Köhler / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, Einl. Rn. 7.12
- 88 BGB八二三条【損害賠償義務】 (1) 故意または過失により、 他人の生命、 身体、 健康、 自由、 所有権またはその他の権利を違法に侵害

- した者は、その他人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ずる場合には、 他人の保護を目的とする法律に違反した者も、 賠償義務は、過責がある場合にのみ生ずる 前項と同様の責任を負う。法律の内容によれば過責がなくともこの法律に対する違反を生
- (S) BGH, Urt. v. 20. 12. 1988, BGHZ 106, 229 (232ff.) = GRUR 1989, 225 (226); BGH, Urt. v. 20. 5. 2009, NJW 2009, 2958 Henning-Bodewig / Ubber, UWG, 2009, 2. Aufl., § 7 Rdn 135; Piper / Ohly, UWG, 5. Aufl., 2010, Rn. 18f. 詳しくは、宗田貴行『迷惑メール規制法 概説』(レクシスネクシス・ジャパン、二〇〇六年) 一〇〇頁以下を参照。 判決─BGB一○○四条一項により差止請求権を肯定]; Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010. \$ 7 Rn. 119, 195 u. 199; Harte-Bavendamm/ (2959)(第
-) BT-Drucks. 15/1487, S. 22
- UWG, 28. Aufl., 2010 § 16 Rn. 29 u. 51 m.w.N.; Piper / Ohly / Sosnitza, UWG, 5. Aufl., 2010 § 16 Rn. 29; Harte-Bavendamm / Henning-Bodewig / これに対して、一六条が保護法規であることにほぼ争いはない。BGHSt., Urt. v. 30. 5. 2008. GRUR 2008, 818 (825); Köhler / Bornkamm.

Dreyer, UWG, 2. Aufl., 2009 🖇 16 Rn. 25 u. 55; Alexander, WRP 2004, 407(420). 立法者の見解も同様(BT-Drucks. 15/1487, S. 22)。

- 8) BGH, Urt. v. 14. 5. 1974, NJW 1974, 1503 (1505)
-) BT-Drucks. 15/1487, S. 22, 34, 43
- Soergel / Spickhoff, BGB, 13. Aufl., 2005, § 823 Rn. 200; Palandt / Sprau, BGB, 67. Aufl., 2008, § 823 Rn. 71; Alexander, a.a.O. (Fn. 62), S. 131ff. Sosnitza, UWG, 5, Aufl., 2009, Einf. D Rn. 62, § 9 Rn. 23; Harte-Bavendamm/Henning-Bodewig / Goldmann, UWG, 2, Aufl., 2009, § 9 Rn. 10 Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 567ff.; Köhler, GRUR 2003, 265 Lettl, a.a.O. (Fn. 21), § 8 Rn. 74; Köhler/ Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, Einl. Rn. 7.5, (266ff.). § 3 Rn. 159, § 8 Rn. 3.4, § 9 Rn. 1.10; Piper / Ohly /
- この点については、Köhler, GRUR 2003, 265(266ff.)が極めて詳細な検討を行っている
- (%) Köhler / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 8 Rn. 3.4
- s) *Köhler* / Bornkamm, UWG, 28. Aufl., 2010, § 10 Rn. 1.10
- 2005, 264 (272f.); Augenhofer, WRP 2006, 169 (175ff.); Fezer, WRP 2006, 781 (788f.); Sack, WRP 2009, 1330 (1332f.) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 14 Rn. 83 u. § 23 Rn. 3, 7 u. 9; Sack, GRUR 2004, 625 (629f.); Saecker, WRP 2004, 1201, 1219f.; Kessler, WRP
- 3) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 14 Rn. 83
- (≦) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 23 Rn. 3, Fezer, WRP 2006, 781 (788f.)
- (\exists) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), \(\) 23 Rn. 9.
- (≅) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 23 Rn. 7.
- (至) Augenhofer, WRP 2006, 169 (175f.)

- (≦) Sack, GRUR 2004, 625 (630
- 105 三者の表示に由来する場合には、当該表示が真実に反し、かつ誤認を惹起するに足りるものであることを相手方契約当事者が知りまたは知り うべきであるとき、または当該表示を含む広告を自らの措置により自らのために利用したときにのみ、購入者は解除権を有する。(二項以下 て契約締結のために重要なものである場合には、当該広告表示により購入へと決定づけられた者は、契約を解除することができる。 二○○四年改正前UWG一三a条 (1) 四条にいう真実に反しかつ誤認を惹起するに足りる広告表示が、それが向けられた人的集団にとっ 広告が第
- 106 Fezer, WRP 2001, 989; Fezer, WRP 2003, 127ff.; Sack BB 2003, 1073 (1078f.); Sack, GRUR 2004, 625
- (≦) BGH, Urt. v. 7. 10. 1993, GRUR 1994, 126
- (≝) BT-Drucks. 15/1487, S. 14f.
- 109 Sosnitza, GRUR 2003, 739 (744f.); Lettl, GRUR 2004, 449 (460). Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 23 Rn. 5; Köhler / Bornkamm / Henning-Bodewig, WRP 2002, 1317 (1327); Köhler, GRUR 2003, 265 (266ff.);
- (≦) Emmerich, a.a.O. (Fn. 11), § 23 Rn. 5.

Köhler, GRUR 2003, 265 (266)

 \widehat{III}

- (E) Köhler, GRUR 2003, 265 (267)
- (≅) Köhler, GRUR 2003, 265 (271).
- 114 用しないかとの懸念を生じさせる。 下を参照。ドイツにおける議論と比較すると、 フランスでは、不公正取引方法指令の国内法化に際して、攻撃的取引方法により締結された契約の無効が定められた(フランス消費法典 馬場・前掲注 撤回権にとどまらず、 33 甲南法学五〇巻二・三号一五〇頁以下、 無効まで認めることは、 攻撃的との判断を極めて慎重にさせる方向に作 同・前掲注 33 現代消費者法六号三八頁以

第四章 UWGとBGBの協働関係

ていない。学説上も、不公正な取引方法に基づいて契約が締結された場合に、 前章でみたように、 UWGは、 競争事業者や消費者団体等の請求権を認める一方で、消費者個人の請求権を定め UWG違反自体を根拠に契約を無効

(BGB一三四条・同一三八条)、あるいはUWG三条ないし七条を保護法規として不法行為法による損害賠償

とし

みたとき、ここでは、その違反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベルの義務群 ばならず、 害賠償請求権 請求を認める したBGBの設定する義務群)と、 UWGによる消費者の保護は集団的なものと理解されている。 が認められるためには、 (BGB八二三条二項) そこまでには至らないが、 見解は有力説にとどまる。 撤回権、 詐欺・強迫、 なお除去や差止めなどの集団的保護措置がとられるべ 契約締結上の過失などの要件が個別に満たされ したがって、 消費者の決定自由 消費者個人の契約解消権ある の保護という観点から (個別当事者を基準と なけれ 、は損

義務群は、 :が独自の機能を有しているとして、義務を高度化する必要性はどの点にあるのか(二)を検討する。 近時ドイツでは、 (平均的消費者を基準としたUWGの設定する義務群)とが観念されているということができる。 BGBの設定する義務群と対比して、どのような機能を有しているのか このような二つの義務群の関係についての検討が始まっている。 以下では、 (一)、UWGの設定する義務 U W G 0 設定する

U W Gの設定する義務群の有する独自の機能

- (1)二重の防 防護壁 ·UWGによる決定自由侵害の事前的 予
- präventiv)に保護し、 当な影響に対して、 間接的にもたらされる競争法上の消費者保護は、 によって抵抗的 (a) との見解がある。 U W G の設定する義務群とBGBの設定する義務群の関係については、まず、 (repressiv) 契約解消権 それによって法律行為上の決定自由を保障することを責務としており、 に応じようとしているのに対して、 (取消権 撤回権、 契約法上の保護に時間的に先行し、 解除権) の保障や調整請求権 競争法は、 (瑕疵担保責任、 消費者を一 契約法が、 物的にこれを大きく越えてい 般予防 市場行為規制により 契約締結 消費者に対する不 的 (general-の過失
- (b) とくに情報提供義務に関して、 UWGによる決定自由侵害の事前的予防について深く検討した近時の論考と

決定自由の周りを囲 して、ここでは、 ブッシュ む二重の防護壁 (Christoph Busch) (zwei konzentrische Schutzwälle) の見解を紹介する。 彼の主張によれば、 を構成してい U WGとBGBは需要者の

0 能な契約が締結されることを少なくすることによって、「合意は守られなければならない 情報提供要請 (Informationsgebote) 原則を間接的に強めている。 (IB) 彼によれば、 は 競争法上の誤認惹起の禁止と、そこから引き出される情報提供義務は、 ありうる契約上の侵害を事前的に回避することに寄与し、 を補充し、 情報に関する保護の前倒しをもたらす。すなわち、 それを通じて、 UWG五条から引き出 契約法上 (pacta sunt servanda) 瑕疵があり、 一の情 報 提 消 供 される 公要請 が 可

に作用しうる。(三) は、 段階において阻止することに寄与する。このような観点からは、 は、 案状況に応じて、 の競争法上のサンクションを伴う情報提供義務によって補充される。 めて介入することがしばしばである契約法上のサンクションを伴う情報提供義務は、 十分な情報を基礎にした契約の締結からの、 そして、このような競争法上の情報提供義務と契約法上の情報提供義務は、 需要者の決定自由を保護するために、 わば契約法に先行する防護壁を形成し、 あるときは内側の (契約法上の) 同心円状におかれた二重の 時 需要者の私的自治的決定に対する危険をすでに契約勧誘という早い **"間的に段階づけられた保護を提供しうる。** 防護壁が、 またあるときは外側の 競争法と契約法の情報体系(Informationsregime) 個人保護の観点からは、 | 防護壁 それらが協働することによって、 と見ることができる。そこでは事 時間的に先行する広告段階で (競争法上の) 契約交渉段階になって初 競争法上の情報要請 防護壁が効果的

ある。 に知らされていなかった不利益を知りうる状態にあることを前提とする。 競争法上の防護壁による、 すなわち、 契約法上の情報提供義務による保護の有効性は、 決定自由に対する侵害の事前的回避という観点は、 消費者が契約締結後に、 しかし、 とくに以下のような場合に このような可能性は経験的性 購入した製品に つき事 有 用で

前

質

(消費過程で理解できる性質

-筆者注

が問題になっている場合に関してしか存在せず、

契約法上の権利を裁判上貫徹しようとはしない。 常に高い費用を必要とする。また、 を課すことで、 より生じた損害と不均衡な裁判費用やリスクが生じるため、 消費者には本質的に理解できない 和を裁判上貫徹することをしばしばひるむであろう一方で、 これに対して権利を行使しようとするだろう。 侵害を事前的に予防する方が効果的である。 性質 安価な日用 筆者注) 品の場合には、 が問題になっている場合には、 これらの事例では、 同様に競争事業者も、 たとえば安価な日用品の場合には、 消費者は通常、 自己の権利を裁判上貫徹しようとしても、 消費者団体は、 競争法上のサンクションを伴う情報提供義務 彼の競争者の不公正な取引行為に対し 高価で長持ちする商品に関してしか、 競争法違反の件数が多数に 存在しない か、 消費者が契約上 認識するために 不告知に ぼ

外にも、 結後に認識することはほぼ不可能であるのに対して、 て、 用 の決定自由侵害の事前的 いう観点に関して、 契約法ではなく競争法上のサンクションを伴うものとして、 することはより容易である。 や製造環境の 品であったり、 消費者よりも積極的に権利を主張しようとするだろう。 以上をまとめておこう。 家電品 効果的 問題など) の性能の向上などについても、 な役割を果たす。 問題となっている性質が信頼的性質を有するために、 二重の防護壁をなしている。 が告げられなかった事例に関しても、 ―予防的機能を有する。 したがって、 UWGの設定する義務群と契約法の設定する義務群は、 信頼的性質として、 開示されるべき事実が信頼的性質を有する場合には、 消費者には違いがよく分からない場合がありうるし、 その際、 かかる事前的―予防的機能は、 市場を知る競争事業者にとっては、それに関する情報を獲得 ブッシュは、 UWGによる情報提供義務は、 侵害を事前的に予防する方が効果的である。 また、 個々の消費者にとっては、そのような事情を契約締 信頼的性質を有する事実(たとえば、 製造過程や製造環境を挙げているが、 消費者による権利行使が事実上期待できな とくに、 消費者の決定自 購入した商品が安価な日 契約法に対して、 情報提供義務を UWGによる 由 製造過程 それ以 保

(購入後も

信頼

的性質

定が害されたかどうかの 者による権利行使は事実上期待できないし、 ここでも、 のように、 護壁の二重構造を観念することができる。 的 は同様に考えることができる。 安や無経験に乗じたり、 以上 な契約法上の の U W 安価な日用品が問題となっている場合のように、 契約締結後になっても自己の決定自由が害されていたことに気付きにくいということはないだろうが、 Gと契約法による二重 防護壁と、 判断も難しいことから、 圧迫を加えるなどのように決定自由を直接的に侵害するような事例についても、 UWG(とくに同四条一号・二号、 すなわち、ここでも、 の防護壁という考え方は、 決定自由を直接的に侵害するような事例では、 決定自由を直接に侵害する事例においては、 契約法よりもUWGによる対応の方が効果的な規制を行うことが 強迫による取消権や契約締結上の過失といった事後的 権利遂行に関する費用の方が高くつく場合には、 同七条、 情報提供義務に関して主張されたものであるが、 付表二五条以下)による事前 個 情報提供義務違反 別事例において意思決 的 予防 基本的に 的 の場合 消費 な防 抵抗

情

:報提供義務

の方が効果的な対応が可能な事例は、

彼の挙げるもの以外にも考えられるだろう。

不

(2)市場秩序の維持などその他 の機能 できると考えられる。

さらに、 U WGによる規制 ば、 右 のような決定自由侵害の事前的予防の他、 競争事業者の利益の保護や市 場 **ジ**カ

ニズムの維持にも 関わるとの指 摘 がが きある。

(a)

ア

ゥ

(Florian Faust)

によれば、

決定自由の侵害は、

決定自·

由を害されたために、

それがなけ

n

れる(122 する。 相応に高くなり、 なかったであろう契約をさせられた需要者の他、 さらに、 決定自由侵害によって、 本来その物を欲している人が取引を断念することになるという点で、市場メカニズムも害さ 資源が需要者の選好に合致しない物の生産に投入されたり、 決定自由侵害がなければ取引ができたかもしれない事業者をも害 物 0 価 が不

にとどまり、

それ以上には及ばないことなどから、

を行使するわけではないことや、 取消権や契約締結上の過失による契約解消権、 事業者が吐き出すべき利益は決定自由侵害行為をしなければ得られなかった利益 その予防的効果は十分ではない。 金銭的損害賠償請求権のいずれも、 被害者のすべてが権利

ては、 を投入することになるといった損失が生じうる。(凶) 他 その製品を買ってしまうことや、あるいは、 荒廃により、 が虚偽であることが判明した時点では、 はある。 0 さらに、 製品を買ってしまうといったことにより、 投下費用を考慮に入れて、本来なら買わなかったであろう商品を買うことすらある。 需要者が一 ①まず需要者にとっては、 当該需要者が契約締結の時点で決定自由侵害から脱していた場合でも、 市場に対する信用が減少し、需要者が取引を抑制したり、広告の真実性を検討するために過大な費用 連の経過からその分野全体への信頼を失い、 決定自由を侵害する勧誘行為によっていずれにせよ時間が消費されるし、 他事業者の代替品を購入できなくなっていることもある。 不公正な勧誘行為がきっかけとなって訪問した店舗で、その事業者の 損失を被りうる。 取引を控えてしまったり、 ③さらに市場メカニズムにとっても、 UWGによる予防的保護の 投下費用を考慮に入れて ②次に競争事業者に関し さらに、 取引倫 消費者 心必要 理の

当たっているということができる。(選) 者の決定自由侵害の事前的予防、 需要者のそれ以外の利益 おいては、 以上のように、 消費者保護は主に消費者団 ファウストによれば、 一の保護、 消 競争事業者の営業上の利益の保護、 費者のそれ以外の利益の保護、 体が担当しており、 UWGによる規制には、 ファウストの見解を敷衍すれば、 消費者の立場に立っての市場秩序の維持の任に 市場秩序の維持といった機能があ 需要者の決定自由侵害の 事前的予防 消費者団 体は、 のの他 U W G K

二 義務の高度化の必要性──乗数効

ものより高度の義務群を設定する必要性はどの点にあるのだろうか。 では、 UWGによる規制が以上のような機能をもつとして、その対象行為として、 法律行為法や契約法に定める

あるが、ここでは説明の比較的詳細なアレクサンダー(Christian Alexander) という観点から説明するものがある。これは、まずビドリンスキー(Franz Bydlinski)によって主張されたもので P それが多数の事例で行われた場合には、競争事業者や制度としての競争、 問題について、 UWGの設定する義務の高度化を、 個別事例において受け入れられうる行為態様であ の見解を紹介する。 顧客に対する侵害がもたらされうる って

範囲への効果を有するように作られている。 の原告適格が与えられていることに明確に現れているように、 しての競争、 ような多数の (a) 個別事例において受け入れられうる行為態様であっても、それが大量に用いられた場合には、競争者や制度と アレクサンダーによれば、事業者の活動には多数の類似の取引の勧誘と展開が内在している。そして、 顧客に対する侵害がもたらされうる (現実のおよび潜在的な) 取引の締結は、 (乗数効果)。 個別事例におけるよりも大きな不利益をもたらす。 競争法は、 そのため、事業者団体や消費者団体にも差 契約法と異なって、 個別事例を越えた広 正

契約相手方を圧迫した場合であっても、 もはや許容しえないこともありうる。たとえば、ある私人が自家用車を売却する際に異常なほど攻撃的に行動 個別契約関係における、 契約の有効性にとってはなお受け入れられる程度の強制が、 最外部の限界が超えられていない限り、 法秩序はなおこれを、 競争にお その事 例限

りのものだという理由で許容することができる。 これに対して、 競争における販売戦略として同一の行為がなされ

た場合には、このような取引方法が広まることにより、

多数の潜在的な契約相手方に対して非常に大きな危険が差

同様の考慮は、

可

能性がある場合には、

し迫るため、より以前にかつより厳しく、このような行為を規制しなければならない。 (図)

法取引における誤認惹起的表示に関しても妥当する。契約法においては、

誤 ある。 個別関係においてのみ行われなければならない。これに対して、競争法は、 場合に契約を取り消しうるものとする必要はないように、意思と表示の不一致がある場合、 った表示は、 すなわち、 たとえそれが向けられた取引領域の人の一部が表示を正しく理解したとしても、 市場関係者が誤った表示によって侵害され、 法秩序による保護が必要なのである。 その結果として誤った事実を基礎に決定が行われる 個別関係を超えて及び、競争における 利益調整は、 禁じられるべきで 当事者の

ある。 度としての競争への影響もあわせて考えているのであって、 は り上げているわけではないので、 に規制している場合には、これは立法上の評価であり、競争法もこれを受け入れなければならない、というもので 繰り返されるにすぎない誤認惹起に関しては当てはまらない、②契約法が一定の形式の影響を受け入れまたは詳細 よって増大される最低限の競争歪曲効果が少なくとも潜在的に存在する場合にしか説得的でない。たしかに、 迷惑的効果が反復により何倍にもなりうる過大な迷惑行為については当てはまるが、 しかし、②はトートロジーのきらいがあるし、①については、乗数効果を主張する見解は、 もっとも、 このような乗数効果による説明に対しては批判もある。まとめると、①「模倣効果」は、(⑶) 批判がかみ合っていない。 個別消費者の決定自由に対する悪影響の増大のみを取 同一または同等の形式で 競争事業者や制 模倣に これ

小 括

以上をまとめておこう。

(1)決定自由侵害の事前的予防のため の防御 壁

たとえば、

共通

誤の

務群 定する義務群 とられるべき義務群 契約法が、 消費者の決定自由の保護という観点に関して、 |別当事者を基準としたBGBの設定する義務群| 消費者に対する不当な影響に対して事後的―抵抗的な防護壁を形成しているのに対して、 ば 事 前 (平均的消費者を基準としたUWGの設定する義務群)とは、 的 ―予防的な防護壁を形成し、 その違反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレ と、 決定自由侵害の事前 そこまでには至らないが、 的 回避という機能を有しており、 (V わば二重の防護壁をなしてい なお除去や差止 U W め 0) ベ G ル の設 る。 置 0) が

右義務群

0

)独自

の機能が存在する。

ある 解できない事実 裁判上 不告知あるい が事実上期待できない場合に、 ②商品が安価な日用品であり、 の V の権利 Ú は説明された事実の不存在を消費者が認識できないか、または認識するために非常に高 W Ğ 0 行使を事実上期待できない場合などが考えられる。 は直接的な決定自由侵害により生じた損害と不均衡な裁判費用やリスクが生じるため、 防 (信頼的性質を有する事実)についての説明が問題となっているため、 護壁による決定自由侵害の 効果的な役割を果たす。 損害が軽微であるために、 事前的 回避という観点は、 そのような場合としては、 消費者が自己の権利を裁判上貫徹しようとしても、 とくに消費者による契約法 ①消費者が購入後も本質的 説明されなかった事実 い費用を要する場 <u></u> 消費者による の 権 利 0 0 存在 理 使

- に 2 その他の機能
- 益 0 U 、保護、 WGによる規制には、 競争事業者の営業上の利益の保護、 か かる消費者の決定自由侵害の事 市場 一般をはいった機能もある。 前 的予防 の他、 (2)で述べた需要者のそれ以外 0

利

- ③ 義務の高度化の根拠としての乗数効果
- しては受け入れられうる行為態様であっても、 このような諸 目的を達成するために、 U W G 当該事業者による反復継続あるいは他事業者による模倣によって の設定する義務が高度にされてい いる理由 は 個別事例限 りの のと

という点にある。

にさらす場合があるため、 が多数の事例で行われた場合には、 そのような行為に対しては、 競争事業者や制度としての競争を害し、 より以前のかつより厳しい規制がなされなければならない 多数の潜在的な顧客を大きな危険

(4) 消費者団体の果たす役割

により、 される。 のために消費者団体が果たす役割も大きなものとなっている。 のために、 侵害の事 は主に消費者団体である。 さて、 二〇〇八年改正以前は、 U W 前的予 UWGの規制対象は今や契約の広告・ 除去請求権、 Gの体系においては、 がの他、 差止請求権および利益剥奪請求権を行使しており、 消費者のそれ以外の諸利益の保護、 以上の検討を踏まえると、 UWGの規制対象は競争行為に限られていたが、不公正取引方法指令 消費者保護は集団的保護を意味するとされ、 勧誘から履行にまで及ぶこととなり、これに伴って、 消費者団体は、 消費者の立場に立っての市場秩序の維持とい 右に述べた諸機能のうち、 個別消費者はこれにより間接的 消費者保護の任に当たっ 消費者の決定自由 市場秩序維持 Ö 国 · つ 7 た目的 内法化 に保護 るの

保 的保護措置がとられるべき義務を設定し、それにより、 うな考え方は、 的保護と、 有する乗数効果を根拠に義務を高度化し、 以上のように、 そして、その違反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベルの義務群と並んで、 さらには市場秩序の維持を図ろうとしている。ここでは、 平均的消費者を基準とした集団的一般的保護とが、 わが国においても示唆するところが多いだろう。そこで、次章で、 ドイツ法では、 消費者の決定自由の保護がUWGの重要な目的の一つであることが承認されてい 消費者個人の権利は認められないものの、 消費者の決定自由侵害の事前的予防およびその他の 消費者の決定自由を重層的に保護している。 個別当事者を基準としたBGBによる個別 日本法への示唆について若干の なお除去や差止めなどの 事業者の 取引行 利益の このよ 的 ?具体 集団

- 意味で、撤回権は、本文で述べている両義務群の中間にあるということもできよう ただし、 撤回権の構成要件が状況関連的あるいは契約類型関連的であって、決定自由の侵害を要件としないことには留保が必要である。
- (≦) Köhler, GRUR 2003, 265 (266).
- (川) 二〇〇八年改正前のもの。不作為による誤認惹起もあわせて規定されていた。
- (≅) Busch, Informationspflichten im Wettbewerbs- und Vertragsrecht, 2008, S. 165
- Busch, a.a.O. (Fn. 118), S. 165f Busch, a.a.O. (Fn. 118), S. 166f

119

120

- 味での事実上の欠缺(praktische Durchsetzungslücken)がある場合に、競争事業者や適格性ある消費者団体などが個別契約関係の履行を差 に立って、競争法の独自の意義は、個別契約関係に入った顧客が、損害が軽微であるなどの理由から、自己の権利を貫徹せず、 し止め、それによって顧客が自己の権利や請求権を自ら行使できるようにする点にあるとするが、 義務の基準とは同一であるべき――競争法上の保護の基準が契約法上のそれよりも高い場合には、 なお、Leistner, a.a.O. (Fn. 62), insbes. S. 1032ff. は、 需要者の決定自由の保護に関する限りにおいて、契約法上の義務の基準と競争法上の 独自の見解にとどまる。 別の正当化を必要とする――との主張の上 そのような意
- Faust, Präventiver Schutz der Entscheidungsfreiheit durch das Wettbewerbsrecht, in: Zimmermann (Hrsg.), Störungen
- (32) Faust, a.a.O. (Fn. 122), S. 195ff.

Willensbildung bei Vertragsschluss, 2007, S. 193 (194f.)

Faust, a.a.O. (Fn. 122), S. 204ff

124

- 明確に主張するものとして、Wunderle, Verbraucherschutz im Europäischen Lauterkeitrecht, 2010, S. 203ff. を参照 を保護し、公正な競争を保証することを、 不公正取引方法指令も、その考慮理由六、八、一一において、直接的には消費者保護の高い水準を作り出すことを、 規制理由として挙げている。同指令が、 消費者の保護と競争の保護の双方を目的としていることを 間接的には競争事業者
- 126 Bydlinski, System und Prinzipien des Privatrechts, 1996, S. 609f.; vgl. auch Beater, Unlauterer Wettbewerb, 2002, Rn. 56ff.
- Alexander, a.a.O. (Fn. 62), S. 52f
- Alexander, a.a.O. (Fn. 62), S. 54.

128 127

- (23) Alexander, a.a.O. (Fn. 62), S. 54f
- (35) Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 238fi

131 他方、契約法上の規制も契約締結段階に及んでいるから(契約締結上の過失)、このような切り分けは正当でない。Vgl. Köhler, GRUR 2003 競争関係を特徴付ける事業者間の並行的緊張関係は消滅するから、 行を基礎付ける、 なお、 (266 Fn. 14); Leistner, a.a.O. (Fn. 62), S. 244ff. Alexander, a.a.O. (Fn. 62), S. 57 u. 230 5 と述べる。しかし、 UWGの適用範囲は二○○八年改正により契約締結時や契約締結後の行為態様にも及ぶことになり、 競争法と契約法の適用領域の区別について、 顧客の決定によって生じるこのくさび 顧客が契約締結という決定を行った時点で、 (区切り) が競争法から契約法への

第五章 おわりに――日本法への示唆

所法 法から得られる示唆について検討する。 関する本格的な検討は他日を期し、 示法、 格消費者団体による差止請求、 (不当顧客誘引や優越的地位の濫用等の不公正な取引方法)、金融商品販売法、 わが国においては、 (商品先物取引法)、宅地建物取引業法 特定商取引法、 消費者に対する不当な勧誘や広告にかかわる法規制は、 割賦販売法、不正競争防止法(ただし、 措置や業務停止などの行政的規制が定められている。 以下では、 (四七条、四七条の二)などに分散し、それぞれに消費者個人の権利や適 特定商取引法のうちとくに訪問販売に関する規律を素材に、 消費者の保護は反射的効果にとどまる)、独占禁止 金融商品取引法 (三七条以下)、 民法のほか、 範囲が広範なため、 消費者契約法、 日 商品取引 景品表 ドイツ 本法に 法

| 特定商取引法の行為規制の概要――とくに訪問販売に関して

による規制は、 構成要件を定めている。一方、 すでにみたように、 省令 (特定商取引法施行規則) UWGは、 わが国の特定商取引法は訪問販売に関して、以下のような行為規制を定める。 消費者の決定自由をゆがめるに足りる行為に関して、 も含めてみると、 かなり詳細なものとなっている。 付表も含めてかなり詳 同法

(1)業者の氏名および勧 |誘目的等の明示義務 (法三条)、 契約を締結しない意思を明示した者に対する再勧誘の

禁止 (法三条の二)

(2)申込書 崮 契約書面の交付義務 (法四条、 五条、 施行規則三条ないし六条

氏名、 移転 主な記載事項は以下のとおりである。 0) (8))時期、)商品. ⑤クーリングオフや解除に関する事項、 名 商標、 製造者名、 9商品の型式、 ①権利や役務の種類、 10商 ⑥事業者の名称、 品 の数量、 ②価格や対価、 ⑪瑕疵担保責任についての定めがある場合はそ 住所、 ③支払の時期や方法、 電話番号、 代表者氏名、 ④引渡や権利 ⑦担当

(3)不実告知、 故意の事実不告知 (法六条一項、 二項、 施行規則六条の二

0

)内容、

(12) 解除

に関する定めがある場合はその内容、

① そ の

他 この特約

(⑥以下は施行規則による)。

質、 項 渡や権利移転の時期、 まず、 内容、 ⑦その 不実告知が禁止されている事項のうち、 他 効 能 顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの 商標、 ⑤クーリングオフや解除に関する事項、 製造者名、 販売数量、 必要数量、 主なものは以下のとおりである。 役務の効果、 ⑥顧客が契約の締結を必要とする事情に関する事 (①の効能以下は施行規則による)。 ②価格や対価、 ①商 ③支払の 品や役務 時期や方法 0 種 類 性 能 4 引 品

以上の①から⑤については、 故意の事実不告知が禁止されている

- (4)契約を締結させ、 または撤回もしくは解除を妨げるため の威迫による困 認めの 禁止 法六条三
- 法六条四項 (5)勧 誘目 的を秘匿して営業所以外の場所で消費者を呼び 止 め、 公衆の出 入りしない場所で勧誘することの禁止
- に影響を及ぼすこととなる重要なものについての故意の事実不告知 その他の不当な勧誘行為としては、 以下のものが定められている。 ②過量販売、 ①法六条一項 ③迷惑を覚えさせるような仕方 号から五号以外で顧客 \bar{o}

(6)

その他改善指

示の対象となる行為

(法七条、

施行規則六条の三、

同七条

判断

の 一

部および③以下は施行規則による)。

所で顧客の進路に立ちふさがったり、 保険者となることに同意する旨が記載されている契約書面や申込書面に署名または押印をさせること、⑧公共の場 勧誘を行うこと、 での勧誘、 ④老人その他の者の判断力の不足に乗じる行為、 ⑥契約書面に年齢、 職業その他の事項について虚偽の記載をさせること、 ⑨消耗品を消費させ、 ⑤顧客の知識、 経験、 財産の状況に照らして不適当な ⑦生命保険契約等の被

つきまとうこと、

クーリングオフを妨害すること

特定商取引法のエンフォースメントの概要

(1)クーリングオフ権 取消

意の事実不告知の場合には、 まず消費者個人には、 クーリングオフ権 意思表示の取消権 (九条) (九条の三) や過量販売の場合の解除権 が与えられる。 (九条の二) のほか、 不実告知 故

充したものとして位置づけられる。 (33) 関する不実告知を取消しの対象に加えた点において、 を 消費者契約法四条一項および二項による取消権と比較すると、とくに①先行行為を必要とせずに故意の不実告知 般的に取消 しの対象とした点、 ②顧客が契約締結を必要とする事情、 特定商取引法による取消権は、 顧客の判断に影響を及ぼす重要なものに 消費者契約法による規制を拡

(2)適格消費者団体による差止請 求権

や違約金の定めを現に行いまたは行うおそれがある場合に、当該行為の停止や予防に必要な措置をとることができ 威迫による困惑、 適格消費者団体 九条八項に反してクーリングオフを制限する特約、 (消費者契約法二条四項) は、 業者が不特定多数の者に対して、 一〇条の制限に反した解除に伴う損害賠償額 不実告知、 故意の事実不告 知

る

(五八条の四)。

消費者個 ドイツ法と比較すると、一でみた行為規制のうち、 人に取消権等の権利の発生が観念できたり、 差止請求権の対象とされているものは極めて限定的であ 特約が無効とされる(あるいは効力が制限される) ものに

れる。

れており、

行政処分が、

エンフォー

スメントの主要部分を担っている。

(3)

行

処

分

でみた行為規制に違反した事業者に対しては、 改善指示 (法七条)、 業務停止命令 (法八条) の行政処分が行わ

(4)

削

ては直接の罰則規定があるが(法七○条、 でみた行為規制のうち、 申込書面・契約書面の交付義務違反 七〇条の三、七二条一 項

ず行政処分が行われ、

その後に事業者が当該行政処分に違反した場合に刑事罰が科されるという二段階方式が採用

号、

七四条)、

その他の行為規制については、

ま

(法四条、

五条)、禁止行為違反

(法六条) につ

されている (法七〇条の二、七二条一項二号、七四条)。

Ξ 若干の検討 消費者の 決定自 1由の重層的保護と差止請求権の対象行為の拡張について

(1)適格消 費者団 一体による差止請 求権 の対象行為につ (J

(a)

上記

(2)で見たように、

止請求権の対象となるものは限定的であり、 行政処分がエンフォースメントの中心となってい

わが国の特定商取引法は詳細な行為規制を定める一方で、

適格消費者団体による差

が、 区別され、 K 平均的消費者の決定自由を侵害するに足りるものとして、 イツ法では、 その違反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベルの義務群と、 なお除去や差止めの措置がとられるべき義務群とが わが国では、 消費者個人に取消権等の権利の発生が そこまでには至ら

両者が重層的な保護をなしている。これに対して、

集団的・一般的に停止・予防させることが適当なものを基準とした、との説明が行われている。このような考え方 しては、すでに、 であるとしたうえで、そのような不当勧誘行為が反復継続した場合には、消費者全体の利益に影響が及ぶことか の法的救済と差止請求権の要件を接合させる考え方、 の沿革は、 であって、②その行為により個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるものであり、 ような差止対象行為の選定については、 観念できたり、 これを差止めの対象とするべきであるという考え方がとられたことにさかのぼると思われる。 二〇〇六年の消費者契約法改正において、 特約が無効とされる(あるいは効力が制限される)ものだけが差止請求権の対象とされている。この 消費者個人の救済が認められる要件と差止請求権の要件を接合させる必然性はないとの主 ①特定商取引法上の行政規制等の各条項に規定される規範に抵触する行為 すなわち、 差止めの対象に不当勧誘行為を加えるに際して、消費者個人 消費者個人レベルでの決定自由の侵害がまず必要 しかしこれに対 ③その行為を

て、 よりも厳しいものとなっていることからすると、 れと比べると、 て、 前章で見たように、ドイツ法は、 その違反は個別取引の効力に直接には影響しない より高度の義務を設定し、そのような義務の違反に対しては、 消費者の決定自由侵害の事前的予防およびその他の利益の保護、さらには市場秩序の維 事業者の取引行為が有する乗数効果を根拠に、平均的消費者の決定自由を侵害するおそれのある行為につい ただ、 が国では事業者の行為の乗数効果の考慮が弱く、 わが国においても、 その違反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベ 行政処分対象行為は、 乗数効果を根拠とした消費者利益のより高度の保護あるい しものの、 消費者個人に救済が与えられるべき義務群 適格消費者団体の機能も限定的なものとなって なお除去や差止めの措置が認められ、 消費者個人の権利は認められ 持が図られている。 ル 0) 義務群 ーしたが それによ は市場 と並

ことはできないのだろうか

ある。では、ドイツ法のように、

差止対象行為を、

消費者個人に法的救済が与えられる場合よりも広いものとする

秩序の維持が考えられてい こうした乗数効果を根拠とした消費者利益 この分野での行政 ない の役割の小さい わけではなく、 K 日本ではその役割は主に行政が果たすものとされてい イツとは状況が異なる。 のより強い保護あるいは市場秩序 しかし、 わが 0 維持とい 国にお 0 W ・ても、 た役割を消費者 るといえる。 行 1政と並 团 体 的

に認めることは、

以下の理由から、

なお可能であるし、

望ましいと考える。

されており、 (¹³⁸) 利益 b られるべき行為が反復継続される可 広くかつ迅速な対応が可能である。 が 曲 的 に関しては、 しての役割が消費者団体に認められていることを示す。 れていることは、 為を行政規制で監視することには人的および物的限界があるため、 「から、 許 Ж 保護による消費者 対応可 すなわち、 た事 一の保護に 容性の検 能である。 例に限られてしまう。 が そのような役割は不当勧誘についても妥当する。 ①近時 適格性 国においても、 加えて、 討に関して、 すでに限定的ながら、 さらに、 の決定自 0 特定商 認定の段階で組織や活動実績などをもとに判断したり、 市場秩序 消費者団 由 (6) ドイツと同様に、 .取引法違反に基づく処分件数はかつてに比べて増加してい これに対して、 個別当事者を基準とした個別具体的保護と、 の維持という公共的な役割を担うことができるか、 0 重 また、 .体が消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うという観点も主 能性がある場合の差止めにとどまる。 層的保護というコンセプト 消費者の諸利益の保護に加えて、 ③ 現 在、 消費者個人の救済が認められる要件と差止請求権の要件を接合させ ②消費者団体はより消費者に近いところで情報収集を行 消費者団体に認められてい さらに、 は、 また、 ④不当条項使用に対する消費者団体の差止 対応はかなり悪質な事案やある程度広範な被害 わ ⑤私的団体にすぎない消費者団 が国に しかし、 消費者の立場から 平均的消費者を基準とした集団 お いても有用と考えられる。 その後の活動をチェ るのは、 濫訴 そのような予防 、るも 0 消費者に個別的 おそれ も の の^{[37} の市場秩序 が すべ ッ ない 的 措 クすることで 体 ての 放済 いって かとい が、 0 置 以 監 が が与え 消 請 認 お 違 上 的 視者と 費者 求権 めら 法行 0 般 理 張

ずに、

その違

一反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベル

の義務群と、

そこまでには至らない

が

な

お差

積極的に検討されるべきと考える。

(2011)象とすることが検討されるべきとされているが、ここまで述べてきた二つの義務群による重層的保護という観点か(®) 等の一部を改正する法律案に対する付帯決議において、特定商取引法上の政省令事項を含む禁止行為を差止 あると考える。二〇〇八年の特定商取引法および景品表示法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う、 めが認められるべき義務群とを区別し、後者について、適格消費者団体による差止請求権を認めることが可能で 消費者契約法 めの対

それに基づく提訴権)を付与している。このように考えると、利益の帰属主体と差止請求権の帰属主体が異なるこ 題が生ずる。これについては、 が生ずるよりも前に差止めを認めるべきと主張している、その場合、 ものと考える。 とになるが、これについては、特別の法規定によって、適格消費者団体への差止請求権の帰属が可能とされている えている。 (公正な取引環境の悪化) といってもその外延は極めて不明確だからである。 (型) 的 (b))利益 この固有の利益に対する違法な侵害であるとして抽象的な差止請求権をもつ。そして、 利益が侵害の危険にさらされた場合に差止請求権が発生するのであるが、 差止訴権の法律構成についての本格的な検討は後に留保したいが、現在のところは、 の保護を実現するために、法律は、一定の要件を満たした消費者団体に、実体法上の差止請求権 すなわち、 また、 本稿では、 集団としての消費者は、 差止対象行為を定める法規定が必要と考える。たしかに、 事業者に課される義務を高度化し、 公正な取引環境に対して固有の利益をもち、 どのような行為が差止対象となるかという問 個別消費者の決定自由 消費者の集団的 理論的には、 この集団としての消費 これが害された場合に 以下のような方向で考 0) 侵害あるいは 司利益 0 侵害の 消費者 (および 危殆化 危険 0)

(2)具体的な対象行為について

めてみると、 以上のような観点から、 実際に発生したトラブルをもとに、 本稿では二点を指摘したい。一で見たように、 かなり詳細な行為規制を定めている。 わが国の特定商取引法は、 しかし、 説明義務に関して

は、 求の要件としても故意が必要かどうかは、 号から五号に掲げられている事項を説明することなく契約を締結する行為を差止請求の対象行為とすることが考 申込書面・契約書面 取消権付与の要件としては事業者の故意が必要であるとしても、 「の交付義務はあるものの、 再考の余地がある。 故意の説明義務違反 たとえば、主観的要件を必要とせずに、 (事実不告知) 適格消費者団体による差止請 が問題とされるにとどまる。 法六条一項

えられてよい

られ。 る。 (45) が不安定になることや、 よび差止請求権 しては、 また、不安や無経験に乗じたり、圧迫を加えるなどの決定自由を直接的に侵害する形の勧誘 差止請求権の対象行為は威迫による困惑に限られている。 の対象行為を不退去および監禁に限定したのと同様、 消費者の意思表示に瑕疵があるといえるかどうかの判断が難しいこと、 この背後には、 明確な構成要件が立てにくいために、 消費者契約法による取消 があるものと考え ・交渉行為に関 おお

由から、 対応も可能であること、④逆に構成要件が厳格すぎると、 るものであるし、 いことによる濫訴 示に瑕疵があるといいにくい)と考えられるべき場合でも、 しかし、この場面でも、ここまで述べてきた二つの義務群による重層的保護という観点が有用であると思われ 対象行為とを接合させる必然性はないこと、 すなわち、 消費者への取消権の付与に対して抑制的となるのは理解できる。しかし、①消費者個人の救済と差止請求 消費者の関わる取引の公正のために差止めを肯定すべき場合があること、 たしかに、 不公正取引方法指令のように、 の可能性という問題は、 明確な構成要件が立てにくく、意思表示に瑕疵があるかどうかの判断が難 消費者契約法一〇条を根拠とする不当条項の差止めについ 例示構成要件とともに判断の枠組みや要素を挙げるという形での ②消費者個人に取消権を付与するほどではない 平均的消費者の決定自由を侵害するおそれのある行為に 判断の硬直化を招き、 適格消費者団体による市場秩序の ③構成要件の解釈に (あるい 幅が出 'n 「やす

が検討されてよい

が、 法施行規則七条が定める禁止行為 (一⑥③④⑧など) を、 禁による取消権と並べて、 だが図れなくなることから、 なお差止めを認めるべき平均的消費者を基準とした義務群を設定し、 重層的な保護を行うことは可能であろう。このような観点から、 決定自由の直接的な侵害に関しても、 適格消費者団体による差止請求権の対象行為とすること 消費者個人の権利を発生させるには至らない 強迫による取消権や不法行為、 たとえば特定商取引 不退· 一去や

合が多く、そうした供用物の廃棄を差止めの対象とすることが可能である。 もある。 決定自由を直接的に歪める形の決定自由侵害行為については、さらに、 しかし、 こうした種 類 の勧誘が 組織的に行われる場合は、 勧誘マニュ 差止めの対象が特定しにくいという問 アル や定型的な手法が用 1 ; 6 れる場 題

といった措置を認め、 果を根拠に、 その違反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベルの義務群と並んで、 平均的消費者を基準とした集団的 なお差止めが認められるべき義務群とを区別することができ、 合させずに、その違反に対して消費者個人の権利を発生させるべきレベルの義務群と、そこまでには至らない 秩序の維持を図ろうとしていること、 うな義務の違反に対しては、 ひとまず終えることとする。 以上で、 ド 平均的消費者の決定自由を侵害するおそれのある行為について、 イツ不正競争防止法における消費者の決定自由の保護およびそこから得られる示唆についての検 それにより、 本稿では、ドイツ法は、 消費者個人の権利は認められないものの、 般的保護により、 個別消費者の決定自由侵害の事前的予防やその他の利益 これと同様に、 わ 消費者の決定自由を重層的に保護していること、 個別当事者を基準としたBGBによる個別的具体的保護と、 が国でも、 後者については、 消費者個人の救済手段と差止請求権 なお除去や差止め、 より高度の義務群を観念し、 消費者個人が私法上の権利をもた 事業者の取引行為が有する乗数効 さらには利益剝 の保護、 さらには すなわち、 0 要件を接 奪請求 そのよ 市場

目指すものである

なく、 群と協働して、 討するにあたっても、 問題だけでなく、 H のように平均的消費者を基準として差止対象行為を設定することは、 0 ない場合であっても、 担 市 おいて適格消費者団体に原告適格を認めるべきかという問題や、 消費者取引の活発化にもつながるだろう。 い手としての役割とともに、 :場秩序の維持という公共的役割は行政が担っているが、 それと並んで、 消費者取引における自己決定基盤整備の役割を果たす。このような重層的保護は、 さらなる役割を担わせることの可否、 より監視の目を増やすことによって、 適格消費者団体による差止請求権の対象行為とすべき場合があること、 有益な視点を提供するだろう。 消費者の立場から市場秩序を維持する役割をも担いうることなどを主張した。 また、 なお、 適格消費者団体についての右のような理解は、 たとえば、 より高い水準での消費者保護および市場秩序の維持を 適格消費者団体もまた、 本稿の主張は、 その際の適格消費者団体 現在検討されている集団的消費者被害救 消費者個人に救済手段が与えられるべき義務 行政的規制 行政と協力して、 0 縮小を意味するも の認定要件 わが国では、 市場 差 止請 消費者保護 0 0) 問 信 三題を検 とりわ 三頼を高 済 求 では 権 制

たが、 禁止行為の中にも、 金融システムやマーケットの保護をも担うものとみることができるのであれば、 ついては今後の検討を期したい 適格消費者団体が担いうる役割は、 金融取引についても、 適格消費者団体による差止請求権を認める可能性のあるものが存在するのではない 適格消費者団体が、 消費者取引における市場秩序の維持に限られない。 消費者の保護と合わせて、 (消費者の行う取引に関する範囲 たとえば金融商品 本稿では対象としなかっ 取引 法三 か。 での

に であろう。 さらに、 適格消費者団体にも担わせるものであるが、 従来、 本稿で述べたような考え方は、 取引秩序の維持は主に行政が担ってきたところ、 近時 議論になっている これは広義の公共に関わる。 「公共性 本稿のような考え方は、 「の担い手」 という観点からも検討 この問題を、 それを、 公共性の担い手という 行 政と並 が 立 可

的 能

問題について、新たな知見が得られる可能性もある。今後の議論の深まりを期待したい。 観点から議論することによって、行政との機能分担や協力のあり方、適格認定の要件、差止対象行為の選定などの

- 学部編『慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 迷惑メール規制に関しては、宗田・前掲書注 慶應の法律学 (8)、同「不招請勧誘規制の再構築 民事法』(慶應義塾大学法学部、二〇〇八年)三四一頁以下が詳細である。 -迷惑メール規制を中心として――」慶應義塾大学法
- 133 山本敬三『民法講義Ⅰ 総則 〔第二版〕』(有斐閣、二〇〇五年) 二六四頁、 日本弁護士連合会編『消費者法講義 第三版』 (日本評論社、

二〇〇九年)一六五頁以下〔村千鶴子〕。

- 134 八一四号三二頁以下(二〇〇八年)も参照 事法務、二〇一〇年)。加納克利・佐久間正哉・安井正也「法令解説 消費者庁取引・物価対策課・経済産業省商務情報政策局消費経済政策課編『平成二一年版 景品表示法と特定商取引法にも消費者団体訴訟制度を導入」時の法令一 特定商取引に関する法律の解説 三四六頁
- 文でも述べるように、後者を別個に考えることも可能である。 本評論社、二〇〇七年)。個々の消費者に民事上の権利が発生しうることを、差止対象行為の違法性の根拠とするものと思われる。しかし、本 角田美穂子「消費者団体の差止請求権と民事ルール」川井健先生傘寿記念論文集刊行委員会編『取引法の変容と新たな展開』二六七頁
- 田・前掲注 村多聞・加納克利・野々山宏・山本豊「座談会・消費者団体訴訟をめぐって」ジュリスト一三二〇号四七頁〔山本発言〕(二〇〇六年)、 鹿野菜穂子「消費者団体訴訟の立法的課題― (35) 二六六頁以下。 −団体訴権の内容を中心に」NBL七九○号六三頁(二○○四年)、三木浩一・上原敏夫・大
- 〇一〇年上半期—二一件)。 ○○七年以降、年間処分件数が一○○件を超えるようになった(二○○七年―一八○件、二○○八年―一四一件、二○○九年―一三八件、二 消費者庁「特定商取引法違反に基づく処分件数の推移」(http://www.caa.go.jp/trade/pdf/100705kouhyou.pdf) を参照。これによると、二
- れているのであり、それ故、この役割を担うにふさわしい一定の消費者団体に実体法上の差止請求権および提訴権を、法律によって付与する 消費者の教育・啓発、情報発信、被害救済の支援などの役割と並んで、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うことが期待さ のである」と述べる。 100七年) も、 鹿野菜穂子「消費者団体による差止訴訟の根拠および要件について」立命館法学二九二号一七八一頁(二〇〇三年)は、「消費者団体には 消費者団体による公益実現機能について言及する。 鹿野・前掲注(36)五九頁以下も参照。また、松本恒雄・上原敏夫『Q&A消費者団体訴訟制度』三頁以下(三省堂
- 139 消費者庁企画課編『逐条解説 消費者契約法 [第二版]』六七六頁以下 (商事法務、 二〇一〇年)。
- 140 当然ながら、 行政規制のための禁止規定をすべてそのまま流用すべきということではなく、差止請求に合わせて要件の整備をすべき部分は

- [4] ツ法におけるよりも取消権が認められる場合が広くなっており、 くらか緩和されている。しかし、個別消費者の取消権の過度の拡張は取引の不安定を招くものであり、 わが国では消費者契約法や特定商取引法による取消権が認められ、 消費者個人の救済手段と差止請求権の要件を結合させることによる不都合は 詐欺・強迫規定 (民法九五条) の厳格さが緩和されているために、 両者の要件を接合させる考え方には
- ションの研究』(商事法務、二〇〇一年)、 法学雑誌五五巻三・四号八九九頁(二〇〇九年)などを参照 塾大学出版会、二〇〇六年)、高田・前掲書注 手掛かりとして」早稲田法学六一巻二号七七頁以下(一九八五年)、総合研究開発機構=高橋宏志共編『差止請求権の基本構造』 [森田修]、一三三頁以下 [高田昌宏] 差止請求権の法的性質や原告適格の問題については優れた先行研究が多数存在する。主要なものとして、上原敏夫『団体訴訟・クラスアク 消費者団体訴訟制度導入への期待──」法律のひろば二○○五年一一月号二二頁 (商事法務、二〇〇一年)、鹿野・前掲注 高田昌宏「消費者団体の原告適格-(50) 三五頁以下、 高田昌宏「消費者団体訴訟の法的構造に関する一考察(1)」大阪市立大学 -西ドイツ不正競争防止法上の消費者団体訴訟の理論的展開を (138) 一七七五頁以下、 (二〇〇五年)、 宗田貴行 山本豊 『団体訴訟の新展開』 一消費者契約法をめぐる論点 一一一頁以下 (慶應義
- (43) 前掲注(13) 『逐条解説 消費者契約法』二〇頁を参照
- 手続法の観点から」NBL七九〇号四八頁(二〇〇四年)も参照。 誤認惹起行為も含む一般的な記述だが、前掲注(139)『逐条解説 消費者契約法』二四〇頁、三木浩一「消費者団体訴訟の立法的課
- 条および七条により許されないものとされる行為によって獲得された利益を吐き出させる制度であるということになる ためのものでもないので、 消費者の損害賠償請求権を基礎づけるものではないからである。また、利益剥奪請求権は、競争事業者や消費者に生じた損失を埋め合わせる 業者あるいは消費者の損害賠償請求権 いは消費者の損害の発生は要件とされておらず、 利益剥奪請求権について、ここで補足しておく。第二章四でも述べたように、UWG一〇条に定める利益剥奪請求権の法的性質は、 不当利得の性質も持たない。結局、 (ないしその集団的行使)ではないと解されている。なぜなら、その行使に当たって、 剥奪される利益の算定は損害とは関係がない上に、そもそもUWG三条および七条の違反は 利益剥奪請求権は、 競争事業者や消費者の損害や損失とは無関係に、 競争事業者ある U W G

救済制度では、 れには若干の疑問がある。 れている(鹿野菜穂子「集団的消費者被害の救済制度と民事実体法上の問題点」現代消費者法第八号二四頁以下〔二〇一〇年〕)。 害救済制度研究会の提案する行政による経済的不利益賦課制度(後掲報告書四四頁以下)と並べて、利益剥奪請求制度の導入が一部で主張さ 近時わが国でも、集団的消費者被害救済制度との関連で、損害賠償をさせた上でなお企業に残る利益を吐き出させるために、集団的消費者被 利益剥奪請求制度が、 集団的な損害賠償請求制度の構築がメインとなっている。ここでは、 UWGにおいては、 事業者の「やり得」を防ぐために大きな役割を果たすと考えられるのに対して、 集団的な損害賠償制度がない(そもそもUWGの違反は消費者の損害賠償請求権を基礎づけ 利益剥奪請求制度は、 集団的損害賠償請求制度が機能し わが国の集団的消費者被害

者が対象とされることになろう。そうなると、調査権限(特定商取引法六六条を参照)を有する行政庁の方が適切な対応が可能であろうし、 められる要件は厳格となっているが、このような位置づけの違いからは、わが国ではさらに厳格な要件が設定されるべきであり、 ない場面のための制度、 ないし損害を賠償させたうえになお何らかの出捐をさせる制度として位置づけられる。ドイツでも利益剥奪請求が認 悪質な事業

本文で述べた差止請求の場合と異なり、消費者団体による相互補完を認めるべきほどの事件数になるかどうかは疑問もある。

イツには、UWGの執行における行政の役割が小さいため、消費者団体がこのような役割を果たす必要性も理解できるが、わが国では、すで また、そもそもドイツにおいても、利益剥奪請求制度が制裁的色彩を有することが指摘されている(高田・前掲書注(50) 五七頁以下)。ド

html#m01-1) のほか、 度の行使を認めるべき必要性があるのかどうかが、ドイツ以上に深く問われる必要がある。 集団的消費者被害救済制度については、 鈴木敦士「集団的消費者被害救済制度研究会報告書の概要」金融法務事情一九○七号六二頁以下(二○一○年)、現代 「集団的消費者被害救済制度研究会」報告書(二○一○年。http://www.caa.go.jp/planning/index

に特定商取引法などにおいて消費者庁による行政的措置がとられており、消費者団体のような私的団体に、このような制裁的色彩を有する制

消費者法第八号(二〇一〇年)四頁以下に所収の諸論文を参照 また、差止対象行為の違反は、ただちに詐欺や強迫あるいは債務不履行や不法行為とされるわけではないが、その判断の際の重要な参考資

料ともなろう。

不公正な取引行為という観点から、より広く事業者の行為を規制できる法律の制定を検討すべきと考える。 本文では特定商取引法の訪問販売に関する規制を例に検討したが、事業者の取引方法に対する規制が取引の態様や目的物ごとに行われる 規制の見通しが悪くなるほか、規制の漏れや不均衡が出やすい。そのためにも、 個別に必要な規制は別途行いつつも、UWGのように、

本研究は科研費 (20730077) による研究成果の一 部である。